

米子八幡神社の棟札と本殿・拝殿の建築年代に係わる研究

「近世木造建造物の科学的年代測定に関する基礎的研究」

（『報告書』）を読む

2015年7月30日

八幡神社崇敬士

「米子八幡神社の棟札と本殿・拝殿の建築年代に係わる研究」等の発表

「近世木造建造物の科学的年代測定に関する基礎的研究」（報告書）が刊行（平成27年3月31日）されている。刊行後の4月12日（日）、米子八幡神社の春の例大祭と仮遷宮工事安全祈願祭が行われた際に、この報告書を中心とする講演会が同社で行われた。

研究論文を中心とした講演であった。この日の講演の焦点～参加聴衆にとっての関心事は、八幡神社の墓股、棟札、女神像、狛犬、本殿・拝殿の建築年代に係わるもので、八幡神社の建築部材や文化史料を使って研究した内容である。

もちろんこれらの研究には、神社宮司の承諾と協力、史料公開とその提供を前提としたものであった。

米子八幡神社の氏子の皆さん、総代会役員、来たるべき遷宮の実現のために八幡さんに心を寄せている地域の人々に、この神社の歴史と建築遺産、文化遺産について知っていたくこともきわめて大切なことである。

平成27（2015）年4月12日、八幡神社でこの報告書についての講演会に来た聴衆も例年になく多いが限られている。ましてこの報告書を購入して読む人はさらに限られている。

地域の人々に支えられる文化財保護—報告書の役割と意義

論文の著作権限は、研究者諸氏の権限に属するものである。同時に、鳥取県環境学術研究費助成（地域部門）をうけた地域貢献を目的とした研究という性格をもったものである。

この趣旨を踏まえて、この研究報告書は、「年代を（科学的に）明らかにする」ことだけを目的としているのではなく、「地域の文化財保護行政に対する貢献を見据えているところにも大きな特徴がある。」（第1章 研究の背景と目的 1-3 研究の目的）として、もう一つの重要な研究目的があるという点を強調している。

論文作成が社会的・地域的で、自己目的化していないところは共感できる。鳥取環境大

学の『大学紀要 13 号』にも、公開しているという。であるならばその点では、県からの研究費助成の趣旨にも適っていると言うべきだ。

この文化財保護というものは、地域の人々によって支えられるということを前提としている。文献史料等で、明らかに保護されるべきものがあったとしても、予算上の問題、他との比較や配慮・思惑、確定的な調査研究の不十分さ、対象となる研究素材に追いつかない文化財保護行政の課題等々、文化財保護行政を発展させる上での課題や問題はきわめて多いものだ。

文化財保護に値する価値を有しながら、その価値が見過ごされ何百年と、地域社会と住民の中で支えられつづけ、生き続ける価値もある。そのようなものに焦点をあてた研究と報告書があれば、地域の文化財保護行政に大いに貢献できる。

そのような意味で考えれば、この報告書の内容には、地域の人々への文化財に係わる啓蒙を促す契機になる性格と特徴を含んでいるといえる。

従って、この「近世木造建造物の科学的年代測定に関する基礎的研究」を子細に読み込み、この報告書が、米子八幡神社や長谷寺・聖神社・本石橋家住宅土間境通柱等に係わる研究で、どのような対象物を、どのような研究目的で、どのような研究方法を駆使して、どのような結果をえたのか。その結果は、八幡神社等やそれぞれの地域の人々の文化遺産等に対する考えや今後の文化財保護行政にどのような影響を及ぼすのかということ、研究者諸氏の教訓的な研究姿勢も含めて、地域の人々、氏子・総代会の皆様、市民、県民の方々にお伝えすることが必要だと考えた。

米子八幡神社の神様を尊崇するものとして今、この報告書を興味深く読んでいるところだ。付録を含めれば、130 ページにわたる研究報告だ。「基礎的研究」と題するが、専門用語や数字（値）が多くなかなか骨が折れるが、一行、一行、一頁、一頁しっかり読んで、この報告書の概説を試みたい。写真と図説・図表は当社のもをわかりやすく収録してある。（*この報告書の購入は、鳥取環境大学浅川滋男研究室迄連絡とのことだ。）

以上述べた趣旨により地域の人々や関心を持っている多くの人々にこの報告書の研究到達と八幡神社の建築物や文化財史料と研究素材をひろく知って貰うために、①八幡神社に係わる研究の部分に主として焦点をあて、②研究者諸氏の研究目的と研究スタンスを尊重しつつ、我ながらの論評、概説を綴りおくこととした。感想文や内容紹介のようになるかも知れない。専門家でないため、何回かに分けての連載報告となる。

的外れの論評があれば、指摘・批判をしてほしい。其れをもって、米子八幡神社の宮司・氏子の皆さん方のこの研究作業に寄せた目的と願いに少しでも貢献できたら幸いである。

報告書の『例言』にみるこの論文の『理解の仕方・読み方』

この報告書の「例言」（報告書 5 頁）によれば、これは 2013 年度鳥取環境大学特別研究費「近世木造建造物の科学的年代測定に関する基礎的研究」（代表者・浅川滋男）及び 2014 年度鳥取県環境学術研究費（地域部門 B 1 4 1 3）に採択された「近世木造建造物の科学的年代測定に関する基礎的研究」—酸素同位体比年輪年代測定の導入と深化に向けて—（代表者・宮本正崇）の成果をまとめたものであるという。

例言という用語からして一般には難しい。大辞林という三省堂の辞書を引くと、「書物の凡例として書かれた言葉」となっている。「凡例」というのを引くと、書物の初めに、その編集目的・方針・使い方などを箇条書きにまとめて記した部分。例言～となっている。この報告書を読むものは、その編集目的・方針・使い方、研究論文の性格、研究分担や先行研究などを理解し、それを前提として読むことを要請されている。

この報告書を読むものは、この例言を先ず、胸に刻むべきだ。さらに付録 2～4 の凡例（同書 127 頁）についても、理解し周知されるべきだ。

- 一、本書は、浅川滋男、中島俊博（鳥取環境大学大学院環境デザイン領域修士課程）、宮本正崇（鳥取環境大学建築・環境デザイン学科非常勤職員）、原島修（歴史家）が共同で執筆したものであり、全文を浅川が校閲・監修した。執筆分担は目次に示している。
- 一、米子八幡神社棟札および「長谷寺要用書記」の翻刻は原島修が担当した。
- 一、付録 1 はパレオラボ社に委託した放射性炭素年代測定の成果報告をそのまま転載した。
- 一、本書の編集は、浅川滋男・宮本正崇、原島修が担当し、中島俊博と新谷恭規・三島啓希（鳥取環境大学環境学部 3 年生）が補佐した。
- 一、表紙のデザインは山本省吾（鳥取環境大学環境学部 3 年生）が担当した。
- 一、付録 4 として収めた『長谷寺要用書記』翻刻後半は、昨年度刊行した以下の報告書の続編として位置づけられる。

浅川滋男・原島修（編）『「長谷寺要用書記」翻刻 付録：長谷寺本堂建築部材の放射性炭素年代測定』鳥取環境大学、2014 年 3 月

本書「近世木造建造物の科学的年代測定に関する基礎的研究」の全体が、上記『報告書』の続編としての色合いが濃厚であり、本書と併せてお読みいただければ幸いである。

以上が、この『報告書』にある「例言」の内容（同書 5 頁）である。

第1章 「研究の背景と目的」を読む

第1章「研究の背景と目的」(同書7頁～9頁)で、「建築年代を知るための方法」(1-1)で(1)棟札と文献史料 および (2)社寺建築の「様式」について触れている。

「建築部材の科学的年代測定」(1-2)では、(1)「年輪年代測定」及び(2)「放射性炭素年代測定 (^{14}C 年代測定法)」、さらに(3)「中近世建築の ^{14}C 年代測定に係わる先行研究」について述べている。その上にたって「研究の目的」(1-3)でこう述べている。

建築年代の特定にとって最も信頼性のある資料は、「棟札」だが、その種の文字史料を残さない場合、多くは「様式」編年に頼らざるをえない状況に甘んじている。

社寺建築の場合、絵様・彫刻等様式の時代的変遷が顕著であり、建築年代の推定が比較的容易であるけれど、装飾性の乏しい民家・町屋の様式変遷は曖昧であり、年代の確定に困難を極めている。社寺建築の場合でも、編年の信頼性が著しく高いかといえれば疑問符がつくであろう。」と現在の課題を提起し、

このような状況を背景にして、「木造建造物の年代判定に科学的年代測定の手法を導入しようという動きが見られる。」とした。

その上で、この手法の現状と限界について次のように指摘している。

「木造建築部材の科学的年代測定には、年輪年代測定と放射性炭素年代測定が併用されているが、前者の場合、対象となる材種はスギとヒノキ等に限られる。ところが、民家系近世建造物部材の大半は、クリ・ケヤキ・マツなどであり、年輪年代学の適用は難しい状況にあるのだが、未指定・未登録の近世建造物を対象とする放射性炭素年代測定データの蓄積は乏しく、十分な成果がもたらされているとは言い難い。」

そこで、研究者諸氏はこの研究の目的を、「複数の社寺建築を対象にして部材の測定を実施し、近世木造建造物の建築年代を明らかに」することに置いたと主張する。

「しかし」ながらとして、研究者諸氏は「わたしたちは科学的年代測定に絶対的な信頼を寄せているわけではない。棟札に記された年代に圧倒的な重みがある。しかし、棟札が失われている場合には、文献資料・建築様式・科学的年代を割り出すべきだと考えている。」から、「文字資料・様式と測定年代の関係を確かめた上で、現在、保存上の問題を抱えている中近世建造物においてウィグルマッチ法による部材の年代測定に取り

組み、推定する年代との一致/不一致を検証する。」(9頁)のどとした。

*AMS法も使っている。

歴史的建造物の建築年代はこれまで建築史研究において様式編年の手法を用いて調べられてきた。重要文化財等の文化財指定においても建築物の歴史的評価においても建築年代は重要な建築情報である。編年法は優れた方法であるが、編年の最初の時期設定や調査遺構数が少ない場合などの弱点も存在するという事は上述の通りだ。

絶対年代によって相対年代法である編年を補う方法として、年輪年代法と放射性炭素年代測定法～放射性炭素年代測定法の原理、高精度化をもたらした加速器質量分析法＝AMS(Accelerator Mass Spectrometry)法、暦年較正法と暦年較正曲線(IntCal)、ウィグルマッチ法(wiggle-matching)などがあり、本研究では、「ウィグルマッチ法やAMS法による部材の年代測定に取り組んだ。」としている。

地域の文化財保護行政に対する貢献というもう一つの「研究目的」

さいわいこの研究報告書は、「年代を(科学的に)明らかにする」ことだけを目的としているのではなく、「地域の文化財保護行政に対する貢献を見据えているところにも大きな特徴がある。」(第1章 研究の背景と目的 1-3 研究の目的)として、もう一つの重要な研究目的があるという点を強調している。

この文化財保護というものは、地域の人々によって支えられるということを前提としている。文献史料等で、明らかに保護されるべきものがあっても、予算上の問題、他との比較や配慮・思惑、確定的な調査研究の不十分さ、対象となる研究素材に追いつかない文化財保護行政の課題等々、文化財保護行政を発展させる上での課題や問題はきわめて多いものだ。文化財保護に値する価値を有しながら、その価値が見過ごされ何百年と、地域社会と住民の中で支えられつづけ、生き続ける価値もある。そのようなものに焦点をあてた研究と報告書があれば、地域の文化財保護行政に大いに貢献できよう。

そのような意味で考えれば、この報告書の内容には、地域の人々への文化財に係わる啓蒙を促す契機になる性格と特徴を含んでいるといえる。

研究者の立場として、文献史料(地方誌・縁起など)、建築様式、科学的年代測定を棟札も含めて総合的に調査検討して行くという研究の枠組みを明確にした上で、さらに年代地域の文化財保護行政にこの基礎研究を通して貢献していきたいという研究スタンス＝研究の社会的・地域的意義を強調し、かつそれらを前提とした研究という性格を示しているのである。以上の前提に立って、「近世木造建造物の科学的年代測定に関する基礎的研究」(報告書)の内容を紹介して行くこととする。『報告書』「第1章 研究の背景と目的」は、当社HP <http://www.yonago8man.com/> でファイル化している。

『近世木造建造物の科学的年代測定に関する基礎的研究』の内容をその「目次」と「第1章 研究の背景と目的」により概観する

まずこの「近世木造建造物の科学的年代測定に関する基礎的研究」(『報告書』)の内容を以下、目次により概観し紹介したい。全体は以下のように構成されている(同書5頁)。

□絵(*写真版) 絵1~絵31

絵1~絵19 米子八幡神社 P1~P4 (崇敬士注:八幡神社関係4頁中2.5頁分)

絵20~絵21 聖神社

絵22~絵31 長谷寺 (*絵28、絵29は籠守神社)

目次/例言 P5~P6

第1章 研究の背景と目的(中島・浅川) P7~P9

第2章 聖神社と長谷寺本堂の建築年代(中島・浅川) P10~P15

第3章 米子八幡神社の棟札と本殿・拝殿の建築年代(原島・中島・浅川) P16~P37

第4章 酸素同位体比年輪年代測定について(中島・宮本) P38~P39

第5章 おわりに(浅川) P40~P44

【付録】

1. 放射性炭素年代測定の成果報告(パレオラボ) P45

No. 1 八幡神社拝殿・弊殿境臺股(D04) P46~P48

No. 2 八幡神社拝殿側柱筋臺股(A05) P49~P51

No. 3 八幡神社所蔵立膝女神像(A) P52~P53

No. 4 八幡神社所蔵立膝女神像(B) P54~P55

No. 5 八幡神社唐獅子 P56~P57

No. 6 八幡神社狛犬 P58~P59

No. 7 長谷寺所蔵卷斗

No. 8 本石橋家住宅土間境通柱

No. 9 本石橋家住宅土間境差物

No. 10 本石橋家住宅小屋東①

No. 11 本石橋家住宅小屋東②

No. 12 ブータン ダカルパ僧院群ゲムジャロ寺蹴放

2. 研究報告「近世における長谷寺本堂の修復について」(原島) P88

3. 翻刻『長谷寺要用書記』 P99

4. 翻刻『米子八幡神社棟札』(原島) P126

凡例 目次 写真解説 P127~P130

当該論文と米子八幡神社研究の意義

この論文は、院生の修士論文を中心としたというが、実績のある研究者もこの研究に参加し、学生たちを指導しつつ充実し独創的な着想と研究成果で、この報告書を仕上げている。この報告書の中からは、調査活動と研究指導の軌跡を見て取ることができる。「例言」にある一連の研究の集積があるとは言え、修論を中心にここまで綿密な報告書をまとめるということは努力がいる。県の学術研究費を獲得するなど、財政措置を配して県民の負託に応えようと追究した意欲的な論文と言えよう。付言すれば、この報告書は、近世木造建造物の科学的年代測定に関する基礎的研究を主テーマとするものであり、必ずしも米子八幡神社を中心研究テーマとするものではない。しかし、同神社の棟札・本殿・拝殿、神像や墓股、唐獅子や狛犬などは、この報告書の重要な研究素材部分を構成している。

この研究ではその研究素材と報告書に割かれた分量は、上記茶字部分をみる限り各分野で過半の位置を占めている。その意義は揺るがない。

そういった意味で、米子八幡神社に係わるすべての関係者、氏子・総代会等の関心はつよい。同神社の創建と建築・文化史料について関心をもつ人々にとって、見過ごせない研究となっており、米子八幡神社に係わっては、同神社においても文献上知りえないその歴史を知る上で、貴重な研究のひとつとみることもできる。

もちろん米子八幡神社の創建とされる時代以前ないし前後の歴史を示す引用・参考とされる文化史料の吟味は、この研究における論究に係わる分野・論点においても、依然として重要な課題となっていることは否めない。

同神社の歴史や本殿、拝殿、棟札、女神像、唐獅子・狛犬、墓股、古文書等については、先行研究や先行調査があり、建築学会や同神社においてその成果や論文等が発表されているが、この『報告書』は、その上に立って、そこに見られるような研究集積と科学的な研究方法を駆使することによって、今般の新たな研究の成果と発展があったと考えることができる。これを読みながら率直に感じるのだが、そこに示された研究成果とそこに至る知的エネルギーの集中や諸氏のご労苦に敬意を表したい。

何百年という沈黙の歴史をもつ建築・文化遺物から、科学的手法を駆使してその遺物をもって幾ばくかなりとも、その歴史を語らしめるなどその研究手法は注目に値する。

また繰り返すが、神社仏閣等の文化史料研究や建築・文化遺産研究に閉鎖的な傾向のつよい中で、研究しやすいよう素材提供と研究機会の提供を工夫した神社側の開明的な協力についてもその努力を多としたい。

これがなければ、米子八幡神社に関する研究論文自体が生まれなかった。それ故に、学究を超えた成果の共有が求められるのである。

「第2章 聖神社と長谷寺本堂の建築年代」を読む

鳥取環境大学浅川研究室は2013年度に聖神社（鳥取市）、長谷寺（倉吉市）、本石橋家住宅・旧石橋家酒造（出雲市平田町）及びブータンの僧院で数多くの建築部材サンプルを採集し、うち11点をパレオラボ社に委託して放射性炭素年代測定を行ったとしている。この第2章では、長谷寺本堂及び聖神社拝殿に係わる以下6点の測定結果について、考察している。（長谷寺本堂及び聖神社拝殿については、このページ冒頭の写真＝口絵を参照のこと）

- ①聖神社拝殿はね木（マツ属 65年輪、ウィグルマッチ法）
- ②長谷寺本堂F02床下柱上端（モミ属、AMS法）
- ③同上E03-D03大引（マツ属、AMS法）
- ④同上D04上土居桁（マツ属、62年輪、ウィグルマッチ法）
- ⑤同上D05床上柱（カヤ属、AMS法）
- ⑥同上E05床上柱（ケヤキ、79年輪、ウィグルマッチ法）

「2-1 聖神社拝殿の建築年代」に関連する報告

同神社は、かつて存在した棟札が失われているが、『鳥取県の近世社寺建築』（奈文研1987年）や「鳥府志」（1829）の記録等を参考に、「同神社本殿は宝永7年の普請の後、旧本殿を摂社としつつ、寛政年間に造替した。」と推定した。また「拝殿の造替は、棟札にいう文化10年とした。その上で、拝殿の再建年代（1813）はウィグルマッチ法の示すはね木の伐採年代（1793-1822）に含まれる。さらに聖神社の絵様はその年代観は、ウィグルマッチ法と文献の年代と整合している。」と結論づけている。

報告氏は、「この聖神社の放射性炭素年代測定は、失われた棟札の年代的バックアップとなるだけでなくウィグルマッチ法の信頼性を確認できた点で、有意義だった。」と評価している。

聖神社の拝殿はね木の測定結果は、条件さえ良好であれば、放射性炭素年代測定が江戸時代後期の木材年輪年代の判定に有効であることを示しているという前提で、長谷寺本堂の測定年代データについて以下、考察している。

「2-2 長谷寺本堂の建築年代」に関連する報告

（1）長谷寺の歴史

「伯耆民談記」（1742）によれば、倉吉打吹山の長谷寺の長谷寺は、養老年間（717-724）に北谷の長谷に建立され、いつごろか現在地に移築され、建久年間（1190-1199）に源頼朝

が佐々木四郎高綱に命じて再建したと伝えている。中世の記録は途絶え、天保 3 年（1832）の控帳「家老日記」5 月 3 日の項に「天保 3 年に大破した本堂・庫裏の修復のための訴えがなされたこと」が記されており、この修理を記念して天保 5 年に「長谷寺と倉吉町俯瞰図」絵馬が奉納されている。これらは第一次史料で信頼性が高いとした。さらにこの外に、14 世紀から 16 世紀にかけて 8 点の銘文を挙げている。

（2）長谷寺本堂の年代考察

長谷寺本堂の柱や大引等から 5 点のサンプルを採取して、14C 年代を測定し、その結果は 2 グループに大別している。

①D05 柱上端（カヤ属、最終形成年輪未確認、AMS 法）1401–1439calAD(95.4%)

②E05 柱上端（ケヤキ、79 年輪、最終形成年輪未確認、ウィグルマッチ法）

1351–1399calAD(95.4%)

この 2 材は床上柱であり、14 世紀後半～15 世紀前半に遡る年代を示している。14 世紀から 16 世紀にかけて 8 点の銘文のうちで、この年代幅とよく整合するのは応永 13 年（1406）の項相像胎内銘であるとしている。ただし、柱は 2 本とも樹皮直下の最終形成年輪を残していない。一番外側の年輪が信頼性 95.4%で、1351–1439calAD であり、外側に何年分の年輪が存在したかは不明であり、かつ E05 の残存年輪数が 79 であることからみて、外側におびただしい数の年輪を持っていたとは考えられない。さらに、16 世紀には多くの銘文が残されており、何らかの造営事業に伴う可能性があるけれども、E05 の炭素 14 年代とは 150 年の時間差があると考察している。

「柱上端が末口にあたる点と木取りの常識からして、79 の年輪しか残さない材の外側に 150 もの年輪があったとは思えないとしている。

本堂の年代考察に係わって、問題となるのは厨子（ずし）との前後関係であるとして、こう述べている。「重要文化財に指定されている長谷寺厨子は様式上、室町時代後期の作と見なされ、天正 4 年（1576）の墨書をまぐさ材に残している。今回おこなった年代測定の成果に従うならば、室町時代中期に遡りうる本堂が厨子に先行して建設されたことになる。D05・E05 の年代範囲を見る限り、その可能性が高いのではないだろうか。」

さらに、幕末の年代を示す一群について検討している。年代測定の結果は、以下の通りであった。

①F02 床下柱（モミ属、最終形成未確認、AMS 法）

1682–1737calAD(28.0%)

1804－1894cal AD(53.7%)

1906－1936cal AD(13.7%)

②E03－D03 床下大引（マツ属、最終形成年輪確認、AMS 法）

1673－1709calAD(15.5%)

1717－1779calAD(25.3%)

1798－1889calAD(38.0%)

1910－1943calAD(16.5%)

③D04 上土居桁（マツ属 62 年輪、最終形成年輪未確認、ウィグルマッチ法）

1726－1759calAD(31.2%)

1795－1814calAD(50.0%)

1831－1845calAD(10.5%)

1861－1870calAD(3.7%)

2本の床下材のうち03－D03床下大引は信頼性が38%と低い、最終形成年輪を残しており、伐採年代が38.0%で、1798－1889calADの可能性を示唆している。

F02床下柱は、信頼性53.7%で1804－1894calADを示しており、やはり信頼性はさほど高くないものがあるが、最終形成年輪まで一定の年数を加える必要があるが、天保3－5年を含む可能性があるとしている。

上土居桁も、上記の結果で、同様に天保3－5年を含むとしている。

さらに

「**絵様から検討**」を行っている。

「本堂内外陣境の虹梁絵様は、彫りは深い、全体の形は丸みを帯びている。文政6年(1823)の摩尼寺庫裏向拝虹梁は、彫りの幅は近いようだが、後者の方が、楕円形にへこんでいる。また米子八幡神社本殿虹梁との比較を行い、彫りの幅は同じくらいだが、やはり形は横長になっている。これらの彫りの幅から見て、長谷寺の絵様は文政～天保ごろの作品とみてよいかも知れないが、それよりやや古い可能性がある。」と推定している。

*虹梁（こうりょう）、絵様（えよう）

「**本堂の屋根**」についての記述をみてみよう。以下にその概要を記す。

『長谷寺要用書記』を引用して、明和7年(1770)に初めて「柿」葺きの屋根を瓦葺きに替えたという記載があり、寛政元年(1789)にも瓦替えが行われているとした。

その後、修理の記録は天保年間まで 50 年途絶える。

天保 5 年(1854)奉納の長谷寺絵馬には、庫裏は茅葺き、仁王門は瓦葺き、本堂も瓦葺きとして描かれ、裳階も付いている。ところが長谷寺文書「分限御改書上」(天保 12 年 5 月)の記載では、天保 10 年(1839)に長谷寺本堂は、茅葺きから瓦葺き屋根になったことを示す記録がある。天保 5 年奉納の長谷寺絵馬では既に瓦葺きに描かれており一致しない。

此については、茅葺きの屋根は庫裏の可能性(絵馬では、庫裏は茅葺きに描かれている)もあるし、ある時期までは、本堂も茅葺きであった可能性がないとは言えない。

「(3) 長谷寺本堂所蔵巻斗の年代測定」に係わる記述について

「現存する長谷寺本堂はまったく組物を使わない建造物だが、寺には巻斗が一点だけ残っている。厨子の前に安置されていた御前立ち観音像の台座に転用されていたものだ。番付札(「北側ぬ貳口本桁口巻斗」)が洋釘で打たれており、材の風化から前身建物に用いられた部材である可能性が高い。」と考察している。 *巻斗(まきと)

鳥取市河原町の国英神社所蔵の梵鐘(県指定文化財)には、正安 3 年(1301)の銘が記され、銘文の中には「長谷寺」の銘が確認できる。ここから、長谷寺所蔵の巻斗を放射性炭素年代測定にかけることで、国英神社所蔵の梵鐘(1301)に残る銘文と連動した年輪年代をえることができるか否かを検証している。

「巻斗は樹種がスギで、巻斗側面の 222 年輪を数える木口面から 3 点を採取」して測定したとしている。

ウィグルマッチ法の結果は、「最外部の年代測定は 1287-1331calAD(94.4%)で、信頼性の高い此を採用すると、正安 3 年の国英神社所蔵の梵鐘の年代を含んでいる。」ということがわかった。しかし、この結果だけでは「14 世紀に遡りうる巻斗が本堂・鐘楼・門のどの建物に用いられたかは不明」で、断定はできない。

しかし、研究者は、この巻斗がサイズの 328×267×196mm であることを重視し、「本堂の巻斗」であるとして以下のように考察している。

①巻斗などの組物を備える本堂が 14 世紀(のおそらく前半)に建てられた。

②現在の本堂は 15 世紀(のおそらく前半)に建てられたもの。

ここで、「二つの疑問」を

1)本堂の建替え周期の 1 世紀は短かすぎる。

2)組物のない本堂から、組物のある本堂になにゆえ変化したのか?

をもち、弘治 3 年(1557)の棟札や重要文化財「長谷寺本堂内陣厨子の年代観」に着目して、

考察を加えている。

その上で、後者は、様式上、室町時代後期の作と推定され、弘治3年（1557）の棟札年代を包含していると推定した。

この論考の最後に、本堂移築説を今後の考察のたたき台が提起されている。

報告者は、それを「15世紀に他の場所で建立された本堂が、弘治3年（1557）に現在地に移築された。その理由としては、「新作の禅宗様厨子を、大きな本堂の内陣に納めたかったために、組物のある小さな本堂から、組物のない大きな本堂に転換されたもの」と仮定している。加えて、「新しい本堂に組物のない理由は、長谷寺本来関係のない建物であった可能性を暗示している」とした。本堂の床上と床下で柱が分断されているという特徴も挙げて、「平地に建つ一般的な五間堂を、山の斜面に移築するにあたって、多数の床下柱を挿入し、ツギハギだらけの懸造本堂が誕生した可能性がある。」と推定・提起した。

14世紀のおそらく前半に、建立された小ぶりの組み物付本堂は200～300年存続し、現在の本堂と入れ替わったことになる。弘治3年（1557）の棟札の意義も、そう考えてくると理解できるのではないだろうか。としている。

報告者は、「移築説は、現段階では、想像を逞しくした妄想に過ぎないが、今後のたたき台として敢えてここに書きとめておく。」としているが、読む者には、納得できる筋・推定であると、その共感と興味をかき立ててくれている。

第3章 「米子八幡神社の棟札と本殿・拝殿の 建築年代に係わる研究」を読む

八幡神社崇敬士

3-1 調査研究の概要に係わって

米子八幡神社調査研究の契機

この論文の報告者は、『報告書』の中で調査研究の契機に係わって以下のように述べている。

- ・2013年6月、米子八幡神社所蔵の木彫神像が平安時代に溯りうるという新聞報道があり、以後2度同社を視察した。
- ・本殿の細部様式を観察し、幕末期の建築であると判断。研究ブログに、その年代観を公開した。
- ・2013年 内藤宮司より連絡、「本殿は天保12年のものだが、拝殿は歴史が古く、特に墓股などの建築物は社殿より更に古い。最近戦国期の棟札も発見された」との情報提供を受けた。
- ・棟札（史料）と細部様式を比較しつつ、科学年代測定を参照できる近世建築物として八幡神社に興味を覚えた。
- ・八幡神社の内藤宮司の御誘いもあり、2014年度より正式な調査に着手した。

これまで以下①から④迄の調査を行ったとしている。

- ①**本殿・拝殿の調査**： 両殿の平面実測、構造形式・細部様式の調査、写真撮影等。拝殿については、当初平面の復元を試みた。
- ②**棟札の調査**： 八幡神社が所蔵する73枚の棟札のうち、建築・再建・改修に係わる24枚を撮影（「報告書」図3-1）した。撮影した翻刻は、別掲の「報告書」の図3-1と同書の付録で確認できる。

【翻刻1】天正12年（1584）

【翻刻2】天正17年（1589）

【翻刻3】承応2年（1653）

【翻刻4】延宝元年（1673）

【翻刻5】元禄7年（1694）

- 【翻刻 6】 正徳 5 年 (1715)
- 【翻刻 7】 元文 3 年 (1738)
- 【翻刻 8】 宝暦 5 年 (1755)
- 【翻刻 9】 明和 8 年 (1771)
- 【翻刻 10】 安永 10 年 (1781)
- 【翻刻 11】 寛政 11 年 (1799)
- 【翻刻 12】 寛政 11 年 (1799)
- 【翻刻 13】 文化 6 年 (1809)
- 【翻刻 14】 文化 13 年 (1816)
- 【翻刻 15】 天保 13 年 (1842)
- 【翻刻 16】 慶応 2 年 (1866)
- 【翻刻 17】 明治 20 年 (1887)
- 【翻刻 18】 大正 15 年 (1926)
- 【翻刻 19】 昭和 3 年 (1928)
- 【翻刻 20】 昭和 27 年 (1952)
- 【翻刻 21】 昭和 34 年 (1959)
- 【翻刻 22】 昭和 40 年 (1965)
- 【翻刻 23】 昭和 41 年 (1965)
- 【翻刻 24】 享保 18 年 (1733) 棟札書出

③絵様拓本の採取： 米子神社から以下の拓本を採取したとしている。

1. 本殿と拝殿で 4 か所の絵様拓本を採取した。
 - ・ 拝殿は向拝虹梁、木鼻 (きばな)、卷斗上の実肘木の 3 ケ所
 - ・ 拝殿は妻飾虹梁の 1 ケ所

2. 原位置から取り外されていた拝殿の臺股について撮影し拓本をとった。
 - ・ 「桃山期をくだらない」(内藤宮司) とされる臺股は 16 枚。
 - 16 枚の内訳は、a. 側柱筋の臺股 14 枚 (番付 A05・B06) と b. 拝殿・弊殿境の臺股 2 枚 (番付 D03・D04)、以上 16 枚の拓本を採取した。

④科学的年代測定サンプルの採取に係わる調査概評

・ 拝殿の柱 (スギ) や差鴨居 (マツ) は古びた材に見え、特に側柱は風蝕が著しく、建立後それなりの年月が過ぎたことを物語っている。科学的年代測定の対象として魅力的だが、板目の材がほとんどで年輪数が少ない。

- ・西北隅と東北隅の柱材は柾目の面を残している部分があるが、年輪数が 40 前後にとどまる。
- ・まとめ～本殿を含め、床下や屋根裏の材も精査した結果、同様の傾向を示しており、科学的年代測定サンプルとして適していないと判断した。

⑤ 「桃山期を下らない」とされる推定中世の墓股に係わっての調査概評

- ・拝殿・弊殿境のD04 については
 - 1) 樹種がスギで、年輪数 100 前後を数えるので、奈良文化財研究所年代学研究室に年輪幅による年輪年代測定を依頼
結果：年輪幅の粗密が多く、年代を特定できなかった。
 - 2) 酸素同位体比年代測定一大がかりな破壊分析になるので断念。
 - 3) 放射性炭素年代測定（ウィグルマツチ法）のサンプルを採取(図 3-2)
- ・拝殿側柱筋の墓股A05
予算の関係上、AMS サンプル（芯から 43 年輪目）採取にとどめる。
- ・八幡神社狛犬（左後ろ足の 1 年輪）と八幡神社神像左・右（どちらも下面 1 年輪）の 3 つから AMS サンプルを採取している。



図 3-1 八幡神社棟札調査風景

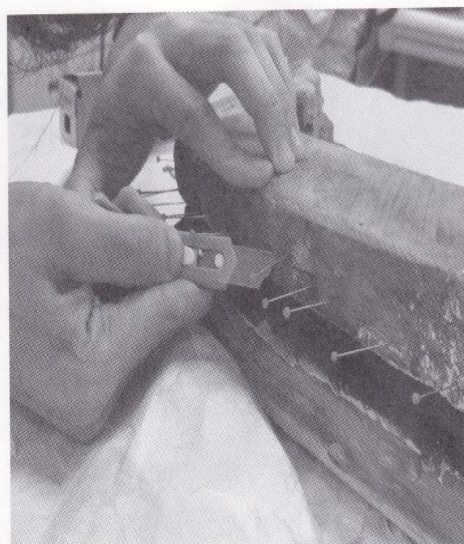


図 3-2 放射性炭素年代測定サンプル採取の風景

3-2 米子八幡神社の歴史

(1) 神社の来歴については、報告氏は史実に沿って以下のように述べている。

八幡神社の主祭神

日野川下流域北岸に鎮座する八幡神社(米子市東八幡)は、主祭神の誉田別尊(応神天皇)のほか、足仲彦尊(仲哀天皇)・息長足姫尊(神功皇后)・物部大連神・素盞鳴命・高良命の5柱を祀っている。

源頼朝が伯耆国の8社八幡宮の1社として再建

養老4年(720)豊前国宇佐八幡宮を勧進して創建し、その後源頼朝が鶴岡八幡宮を建立、国ごとに8社の八幡宮を建立した際、伯耆国の1社として再建したと伝える。創建が、奈良時代に溯るといふ伝承は、確認できないが、社蔵「八幡神社棟札書出」【翻刻24】は「天永」(1110-13)の元号を記す棟札を含んでおり、八幡神社の創建年代を考える上で重要な指標になると、指摘している。

表 3-1 米子八幡神社棟札一覧表

番号	年	西暦	月	日	棟札文言(抜粋)	内容	大工	屋根屋・檜皮葺	その他
1	天正12	1584	—	—	—	不明	—	—	—
2	天正17	1589	4	2	奉建立若宮尊社	若宮社(本殿)建立	大工力石三郎左衛門尉	—	—
3	承応2	1653	8	—	奉再興八幡宮靈廟一字	八幡宮本殿再興	大工佐藤六左衛門	—	—
4	延宝元	1673	9	13	齋啓八幡大神靈廟	本殿(不明)	—	—	—
5	元禄7	1684	9	—	正八幡靈廟造業成畢	本殿造営(修理?)	大工渡邊伊兵衛	屋葺葺(氏名無し)	—
6	正徳5	1715	6	27	社頭造業成畢	本殿造営(修理?)	大工渡部伊兵衛正家	—	—
7	元文3	1738	—	—	本宮撰社未修造一字成就畢	本殿撰社修理	大工渡邊伊兵衛家次	因州鳥取河外大工町屋葺屋 宇塩善右衛門廣吉	惣作舞生田與口口久・安藤善左 門・後藤五左衛門智貞
8	宝暦5	1755	6	24	天頭社八幡大神宮修業一字成就	本殿修理	大工弓濱(氏名無し)	屋葺葺米子湯浅權右衛門家利	—
9	明和8	1771	4	15	天頭社八幡大神宮修業一字成就	本殿修理	頭取大工(小野村)吉持善七郎・ 頭取大工(八馬場村)黒本左衛門	鳥取屋葺葺 清左衛門	—
10	安永10	1781	3	21	天頭社八幡大神宮修業一字成就	本殿修理	頭取大工(馬場村)黒本伊兵衛	家根屋頭取岩崎半七 同頭取岩崎源七 同弥兵衛	—
11	寛政11	1799	3	24	天頭社八幡大神宮修業一字成就	本殿修理	大工頭取(石井村)齋木和七	屋根屋天万村 上田嘉助	—
12	寛政11	1799	3	24	八幡宮御祈禱所再建立拝殿一字成就	拝殿再建	—	—	—
13	文化6	1809	3	—	奉新造営八幡太神神楽舎一字成就	神楽舎造営(再建力)	大工頭取(坂中村)野口忠助 同(日原村)清助	—	木挽頭取(市部村)友吉
14	文化13	1816	3	29	天頭社八幡太神宮修業一字成就	本殿修理	大工頭取(清水川)大塚儀藏廣元・ (新庄)石原定治郎・(坂中)野口忠輔 延安・(別所)左古田定吉一・(新庄) 藤原久光春	屋根屋頭(殿河内村)廣三郎	—
15	天保13	1842	3	24	奉再建八幡太神宮一字成就	本殿再建	大工(棟梁水濱)定助・(脇棟梁馬場)定 七・(後見別所)定吉・(三崎)瀬助・(市 部)幸藏・(山市場)義助・(岩屋谷)才兵 衛・(遠藤)久藏・(大寺)久助・(八幡)作 左工門	檜皮(殿河内)廣三郎 (天万)豊吉	木挽(岩屋谷)卯左衛門・(坂中)佐 重・(坂中)清藏・(遠藤)兵助・(赤出) 豊藏・(坂中)孫右衛門
16	慶応2	1866	3	12	奉修造八幡太神宮一字成就	本殿修理	大工(棟梁水濱村)常左工門・(同八幡 村)作左工門・(同八新庄村)安右工門・ (同吉長村)長藏・(同殿河内村)好左工 門・(同四日市村)孫右工門・(同馬場村) 茂右工門・(同大寺村)又藏・(後見市部 村)幸藏・(後見馬場村)友助	檜皮(氏名無し)	木挽(八幡)房右工門・(大寺)大 助・(殿河内)伊左工門・(新庄)源 右衛門・(馬場)鹿右工門・(小野) 松藏・(小野)貞藏・(大寺)安藏・ (小野)光右工門・(同)市右工門
17	明治20	1887	—	—	八幡神社屋根葺替竣成	本殿屋根葺替	大工棟梁(八幡村)住田作藏 同(吉長村)杉本文太郎 後見(岸本村)藍田又三郎	—	—

中世における紀氏系譜の巨勢氏、相見氏による八幡神社の祭祀

中世には、「相見八幡」、「相見庄八幡宮」などと称されており、相見庄の鎮守社であったことがうかがえる。中世における紀氏系譜の巨勢氏や相見氏は、神職であると同時に、軍事的能力を有する土豪という側面も持っていた。

巨勢宗国は、鎌倉末期から南北朝初期にその活躍した足跡を知ることができる。『太平記』の舞台として名高い船上山（鳥取県東伯郡琴浦町）の戦いにおいて功があったとして感状が発給され、恩賞として但馬国亀別宮等の地頭職を与えられている。

興国元年（1340）『後村上天皇綸旨』には「相見五郎左衛門尉宗国」とみえるように、宗国はこの時期、巨勢・相見両姓を称し、各地を転戦していたという。

神主が相見左京亮盛宗から京都・内藤綱宗へ一天正 17 年（1589）

相見氏による八幡神社の神職継承は戦国末期で終わりを告げた。天正 17 年（1589）に吉川氏は神主相見左京亮盛宗を追放して、内藤綱宗を京都から呼び寄せ八幡神社の主職とした。以後、内藤氏が今日まで八幡神社の神主として世襲されている。

八幡神社の社地・社殿の変遷・移築に係わる記述

社伝を引用し、

・古くは現在地より南方の長者原村（岸本町坂長）に境内が所在し、大寺村（同町大殿）には、神宮寺があったとされる。

・その後、八幡村に境内を移すが、天文 19 年（1550）日野川流域が大洪水に見舞われ、河川流路の変化によって八幡村が分断される。

・川の東側に馬場村（現東八幡）が新たに誕生した。八幡神社は、この洪水で壊滅的な打撃を受け、社地・社殿を流失したため、現在地である馬場村に移転した。この地名を反映し、近世には「馬場八幡宮」とも呼ばれた。

と、八幡神社の社地・社殿の変遷・移築の歴史を紹介している。

この論文・報告書の共同執筆者である原島修は、「棟札からみた八幡神社の造替」と題する米子八幡神社における講演（報告）の中で、次のように述べている。

「☆八幡神社は天正 17 年（1589）に現在地に新たに本殿が建立されたのち、承応 2 年（1653）と天保 13 年（1842）に大規模な本殿再建が行われ、その間は 20 年前後を一週期として、再建よりは規模の小さな屋根替えなどの修理を繰り返していた。

☆本殿以外の施設は、延宝元年（1673）の本殿造替にあわせて大規模に整備されたとみられ

る（以前の様子は詳らかでないが）。現拝殿は寛政 11 年（1799）再建。」である。

（2）米子八幡神社と鳥取藩領主

①領主の尊崇

米子八幡神社の歴史をみると、同社が時の領主の尊崇をうけ、祈願所となっていたことがわかる。その事実と経過を報告氏は、当社に関する先行研究や諸資料を調査し概略、以下のように述べている。

・同社の棟札によると、時の領主が願主となって、神社の再建または修理などの「造替」をおこなっている。

・八幡神社には、菊桐紋付神主乗物と三番叟翁面が社宝として伝わっている。これは豊臣秀吉が神主内藤綱宗の文禄慶長役従軍の功を讃え、戦勝を祈願し奉納したものであるという。

・他に領主中村一忠奉納の三十六歌仙図等も伝わる。

以上のことから、報告氏は「時の領主や権力者による宝物の奉納、または神社の再建・修理などには、どのような意味があるのだろうか。」と論を進めている。

「天正 12 年（1584）の棟札には「梶原景盛」、同 17 年（1589）棟札には「吉川廣家」が、それぞれ願主となって八幡神社の再建・修理にかかわっていたことを確認できる。」として、戦国末期の杉原（梶原）・吉川両家と八幡神社の関係について以下のように概略整理している。

②戦国末期の杉原（梶原）・吉川両家と八幡神社の関係

ここでは、天正 12 年（1584）の棟札から、当時の政治権力と地域の支配的宗教勢力との関係が問題提起されている。

1) 杉原氏について

- ・元々、備後国安那郡村尾郷神邊城（広島県福山市）を本拠としていた。
- ・杉原景盛の父盛重は、のちに毛利氏に恭順した備後国人山名理興の家老であった。
- ・山名理興が毛利氏に恭順し、弘治 3 年（1557）継嗣なく死去すると、盛重は神邊城主の座を襲った。
- ・毛利氏による伯耆侵攻に伴って、盛重も西伯耆に進出し、永禄 7 年（1564）には西伯耆の要衝尾高城（米子市尾高）を与えられた。

- ・天正 9 年（1581）に盛重が没すると、盛重の二男であった景盛は、相続をめぐって兄元盛と諍いを起こし、翌 10 年元盛を謀殺した。一時、尾高城をわがものとした。
- ・しかし、毛利氏は、これを認めず、景盛は同年 8 月に自刃し、所領は毛利に没収された。

2) 米子八幡神社本殿の再建に係わって

報告者は、概略以下のように述べている。

- ・杉原景盛が願主となって、大破した本殿の再建に係わったという事実は、天正 12 年の棟札に「霊社大破」「方便修理」という記述のある【翻刻】から知れる。

しかし、この「大破」という記述が、どのような事実をさすのか？という点については、「天文 19 年（1550）日野川流域が大洪水で、壊滅的な打撃を受け、社地・社殿を流失したため、現在地である馬場村に移転した」という、歴史的な経緯を示すものとされている。

- ・しかし、願主の杉原景盛は天正 10 年に没しているので、着工は天正 10 年以前、上棟が天正 12 年と判断するしかないという。願主の死後も、このような再建事業がつづけられた事情は不明だ。

- ・杉原氏が尾高城と西伯耆を支配したのは、盛重が尾高城を与えられた永禄 7 年（1564）から、天正 10 年（1581）の一時期にすぎない。景盛にいたっては、わずか数カ月の城主（守）である。

杉原氏が、八幡神社再興を企図したねらい―

米子八幡神社の再建事業自体が、「地域支配の重要な政治的なメッセージや意義あることとして、当時は考えられていたのであろう」としている。

3) 毛利元就の次男・吉川元春^{きっかわ}、吉川元長・広家と八幡神社

杉原氏領は天正 10 年に没収された後は、伯耆・因幡両国の支配者となった毛利元就の次男吉川元春に付され、その後元春の長男元長、次男広家へと継承されている。

- ・天正 17 年 4 月に八幡神社が上棟し、棟札には願主吉川広家と神主相見左京亮盛宗の名が併記されている【翻刻】。

- ・天正 17 年中、相見左京亮盛宗は不法式があったとして、吉川氏により追放される。

・毛利・吉川氏は、伯耆之国で最も影響のある米子八幡神社を再興して、その直後に、有力な神主を追放したのである。

これをして報告者は、「宗教勢力への飴と鞭の政策が興味深い」としている。

思うに、これは、中央権力が豊臣秀吉の天下となり全国へその威武が拡大し、伯耆国と因幡国の宗教的権力・社寺を中央権力にさらに従属させるが為に、中央の意を受けた吉川が、旧来の地方宗教権力の一掃を図ったものとも考えられよう。

つまり中国平定をすませ、毛利を使った伯耆、出雲、石見支配をにらんだ秀吉の全国平定戦略の布石とみることができる。内藤綱宗は、織田信長や豊臣秀吉に信任を受けた人物であったことが資料等から窺える。しかも京都からの伯耆国への派遣であった。まさに天下統一の仕上げの時期であり、豊臣秀吉の伯耆国における宗教権力掌握戦略の重要な布石として、毛利吉川と連携して信頼する人物を派遣したとみることができる。

内藤綱宗は文永の役で豊臣秀吉にも同道して戦勝祈願を行い、恩賞を受けている。八幡神社には、菊桐紋付神主乗物と三番叟翁面が社宝として伝わっている。これは豊臣秀吉が神主内藤綱宗の文禄慶長役従軍の功を讃え、戦勝を祈願し奉納したものであるという。戦乱の時代から、全国統一へと急速に進む、その歴史のダイナミズムが感じられる「証拠」が、この米子八幡神社には存在する（以下、関連する文化史料を引用しておきたい。崇敬士）。

新修鳥取県米子市史第九巻 資料編近世二

八幡神社内藤氏 系図

「一 人王五拾三代淳和天皇之後胤にて、内藤備後守藤原綱満北面僕士 代々部門職歴ニ備り後裔数多、凡そ内藤氏名此、但定紋藤原の正当にて藤の丸或は片藤これを用う。誠に藤は君を頂戴、日徳を仰いで紫色を顕し、畢竟君臣の礼を懐いて日本の深き習有り。備後守十六代の孫内藤市正藤原綱教三代の孫内藤官兵衛尉藤原綱宗、其刻京都足利家之將軍義昭公波羅守護之勤士なり。その後信長公ニ移り、内藤家も格碌相定まらず程なく太閤 秀吉公の御代由所（緒）糺して忠勤の元となる。然る処台命に依り当国の主職ニ罷り下さり、其後社寺の主となる。委クハ軍記等に出たり。繁多故爰（*）ニ略ス。」 *爰（ココ）ニ

「一 元祖内藤官兵衛尉藤原綱宗

天正拾七年太閤秀吉公御代当社建立の願主雲州戸田（富田）城主吉川蔵人豊臣広家、先の神主相見左京亮盛宗にて御座候。（中略：相見及改易のこと）。然ル所当社之儀は上古中古より数代之御綸旨御教書等有之、勅願所并將軍家御尊敬厚、分明成ル故ニ付、（中略）内藤官兵衛尉藤原綱宗、京都より依台命而同八年当国当郡当所え罷り下り、其後人王百八代御陽成院之御宇、豊臣朝臣秀吉公朝鮮御征伐之刻、古之由緒有之故当社へ異国降伏之御祈願仰付候。将又内藤官兵衛尉儀も渡海仕。御船中安全之旨御祈願 被仰付候。則出軍之供奉仕。肥前国松浦郡名古屋御所へ罷越渡海仕候。 *并（アワセ）

右為御褒美菊桐之御紋付御乗物拝領仕候。且又当社八幡宮え右異国降伏之御感応成就之奉

納二三番艘之面翁面御納メ被遊候。数代内藤家重宝二仕置き候。其節道中人馬往来之御墨付尙通官兵衛尉被仰付候。此節ハ雲州戸田城構二而当国迄支配仕毛利家吉川蔵人豊臣広家方へ依台命書出候と申伝へ候。代々重宝仕候。此之外二も内藤家由所書等内藤官兵衛尉并官右衛代に数多有之故二旧記等記ス。」

「一 官兵衛尉当所引越候節妻并実子官右衛門召連罷り下り、当国当郡八幡郷馬場の居住仕候其後弟官太夫も跡より当所綱宗方へ罷下り候。」

「一 上古中古より御社領も千石以上、其後千石以下有之候処、兵乱且又御綸旨御教書も相見断絶之節、紛失盜取り漸ク御神領も少し残り有之候。且又数通書物等も此砌（*）紛失多。内藤官兵衛尉主職の砌より万端書留申残置候。」 * 砌（ミギリ）

八幡神社の社領~伯耆之国の神社領としては最大の石高

この論文、報告者は米子八幡神社の社領について、先行諸文化史・資料から以下のように引用論述している。

・米子八幡神社の社領について、中古、千石の社領を誇ったとされてが、その多くは、天文19年（1550）の洪水によって流失した。

・中世の状況は、詳らかではない。

（注：しかし天文19年(1550)の洪水によって流失したがゆえに、残っていないか、誰かが持ち去ったという記録もある。崇敬士）。上掲「一 上古中古より御社領も千石以上、其後千石以下有之候処、兵乱且又御綸旨御教書も相見断絶之節、紛失盜取り漸ク御神領も少し残り有之候。且又数通書物等も此砌（*）紛失多。内藤官兵衛尉主職の砌より万端書留申残置候。」などは、その事情を当事者が其の当時、記録にとどめており現存する文化史料などによっても、大方は確認されている。 *注：千石とは、一年間、千人の武士を養える米の高を示している。

・近世初頭の中村氏、・加藤氏の統治時代には社領40石であった。

・池田光正時代には42石であった。

・池田光仲時代の時代の寛永10年（1633）以降は34石5斗3升となり幕末に至る。

光仲の時代に社領を減ぜられているが、それでも伯耆の国内の神社領としては最大の石高を誇っていた。

・鳥取藩、因幡・伯耆両国の藩領に90社が存在していたが、東照宮（樗谿神社⇒鳥取東照宮）の500石は別格として、気高郡寺内村勝宿大明神39石6斗に次ぐものであり、藩領内（因幡・伯耆両国）3位（伯耆之国では第1位）であった。

思うに、その霊格は中央にも広く知られこの伯耆国では格別であり、際立っていたのであろう。それゆえに豊臣秀吉陣営が内藤綱宗の米子八幡神社主職任命を後見し、文禄慶長役従軍を促したとみることができる。

公権力と土着神への尊崇

公権力（毛利吉川・池田両家等）の社寺（米子八幡神社等）に対するこのような優遇策の意義について、報告者は概略以下のように述べている。

「戦国時代以降、領主の交代がひんばんになるが、新たな領主たちは、その都度、領内社寺に対して、本領を安堵した。公権力の在地の土着神に対する尊崇を顕すことで、地域社会の安定化を図ること。有力寺社の再建・修理を通じて、新領主に対する地域社会の信頼醸成を図ることを常套手段としてきた。」

（3）寛永9年池田光仲公時代一藩主祈願所・御直修理所

報告者は、米子八幡神社の棟札を通じて池田光仲と同社の深い関係に概略以下のようにふれている。

・寛永9年（1632）、池田光仲が因幡・伯耆両国に跨（また）ぐ、鳥取藩32万5000石の藩主となる。

・承応2年（1655）の当社棟札に「国君拾遺源朝臣光仲卿御武運長久之攸」（翻刻）

・このとき、八幡神社は、藩主祈願所の格式を得て、武運長久や国家安泰を祈願し、祈祷札を納めるなどして、藩主との関係を深めた。

池田光仲が、藩主祈願所となると同時に、藩主による御直修理所としても遇された。

・遷宮・破損等に伴う普請に際しては、藩から普請奉行が派遣されるとともに、合力銀・材木・米などが支給され、さらに無利子での銀子貸付などの優遇があった。

・合力銀・建築用材の支給の実際については、『米子町・会見郡諸寺社取調帳』に詳しく書かれている。承応2年の本殿再興に際して、5月11日に御合力銀200目が、7月25日には4斗俵の米10俵が藩より遣わされている。

・更に修理に要する銀子1貫目が、5年賦・無利子で貸し付けられている。この貸付銀の返済方法については、本銀での返済となっているが、後には社領の得分をもって返済に充てることができるようになった。

・用材も支給されたということがわかっている。明和7年（1770）には、本社・末社・隋神門等が大破に及び、修理用材40本が遣わされ、以後も安永9年（1780）、天明2年（1782）、寛政7年（1795）の三度にわたって修理用材40本が支給されている。

・建築用材の支給方法～前出『米子町・会見郡諸寺社取調帳』八幡宮・元文2年11月8日条に「伯州会見郡馬場村八幡宮神主内藤舎人、材木願承届候。木有之处ニ而相渡可申候条、御奉行行え申達請取候可申渡旨、山田弥兵衛え申聞候事。」とある。神主より願い出た材木を引き渡すようにとの連絡が、寺社奉行を通じ郡奉行へと達するシステムがこの当時にはできていた。

3-3 八幡神社の棟札

(1) 八幡神社蔵棟札の特徴

以下、この報告書の棟札の特徴について述べている部分を、概略紹介しよう。

①八幡神社の棟札は、記述の内容や分量によってその大きさはさまざまである。近世のものは、長さ 1.5m を超えるほどの大きなものが多い。

②記述内容は、一般的に再建・修理の目的や上棟した年月日、願主・大工名などで、さらに祈願の文言が記されることもある。

③近世の八幡神社の棟札の記述内容の特徴として、棟札には藩主名勿論、家老、更に係わりの深い寺社奉行・普請奉行・郡奉行・郡代などの名前が記されていることである。藩主等の祈願ということと修理などに際して、藩からの援助も受けているという事情もあったのだろう。

④数多くの氏子村を抱えていることから、庄屋名だけでも、20 人を超える。こういう事情も上記と合わせて、記述内容、文字数が増えて棟札のサイズが大きくなったものと言えるだろう。

⑤延宝元年(1673)・寛政 11 年(1799)・慶応 2 年(1866) など一部の棟札は、下端部の一角を隅切りしている。これは山陰地方の棟札に独特の形態である。この様な形態の意味と理由は不明である。

⑥普請に係わる人名の記載も変化している。17 世紀は、藩主、家老以下の藩役人、神主以下の神社関係者、大工のみであったのが、17 世紀末、元禄 7 年(1694) の棟札に大庄屋名が初めて登場し、以後、氏子組織関係者及び氏子村の庄屋名が記されるようになる。工匠についても、大工のほか屋根葺・木挽などが記されるようになった。

思うにこの経過の中に、徳川幕府による統治による統治構造や社会経済関係の安定化という諸事情も反映しているのだろう(崇敬士)。

「2) 介入の用語と種類」に係わる報告

『報告書』では随所に「介入」ということばが出てくる。神社建築と棟札、「介入」ということばは、一般市民にはなじみがない。『報告書』によると、「介入」とは、棟札に記されている以下の 8 種を指すと言っている。

- | | |
|------------|-----------|
| I 建立 | V 造栄・造営 |
| II 再興 | VI 修造 |
| III 再建・再建立 | VII 修栄・修営 |
| IV 新造営 | VIII 屋根葺替 |

① I 建立 という記述を用いるのは天正 17 (1589) の様式【翻刻 2】のみである。これは「新築」と言う意味であろう。

② II 再興 III 再建・再建立も、新築に近い大規模な建替を意味すると思われる。

③天正 12 年と延宝元年 (1673) の棟札は、介入の内容がわからない。

④ I・II・III 以外の用語も曖昧である。

⑤IV新造営 V造栄・造営に含まれる造営については、辞書では「造営/神社・仏閣・宮殿・家屋などをつくりいとなむこと」(『広辞苑』第六版)とあり、新築や再建なみの大掛かりな介入をさすものであると思われる。しかし、八幡神社の棟札を詳細に検討すると、辞書通りの意味で記述されているのではないと思われる。

⑥報告書で示した表 1 によると、VII 修栄・修営の使用例は 7 例ある。VI 修造を加えるとさらに多く、比較的軽微な介入(修理・修復等)と思われる。

⑦八幡神社の 18 世紀以降の棟札には、大工と屋根葺(職人)を併記するものが多いとして上で、大工と職人を併記する場合、建造物修理と屋根葺替を役割分担して行ったと考えてよいとしている。

⑧明治 20 年の棟札のみ「屋根葺替」を単独で用いられており、建造物本体への介入を含まない。

総じて八幡神社の棟札を検討して、以下のように報告している。

① I～IVが新築・再建などの「狭義の造替」、V～VIIIを「広義の造替」とみなすことができる。「狭義の造替」は全面的な建て替え、「広義の造替」は屋根葺替・部分修理をさす。これらすべてを造替という用語で総称することもできるであろう。

②「造栄」の「栄」は「営」の当て字である。「営」の音声を借用しながら、めでたい文字である「栄」を意図的に使用した一種の掛け言葉と思われる。元禄 7 年(1694)の棟札【翻刻 5】の「造栄成華」は「はなやかに造営を成し遂げた」ことを示す修辭であると推測している。各棟札の翻刻全文は文末に示している。

「(3) 棟札にみる境内建造物の変遷」に係わっての報告

表1で、八幡神社の棟札を年代順に並べている。この17枚の棟札に「本殿」の用語を使う例はない。

江戸期以降の棟札を検討すると、以下の呼称を用いている。

3「八幡宮霊廟」

4「八幡太神宮」

5「正八幡霊廟」

6「正八幡宮」

7~11「八幡大神宮」

14~16「八幡太神宮」

17「八幡神社」

このうち3・8~11・14~16は「一字」と限定しているもので、これは本殿一棟をさす蓋然性が高いとする。 *注記・「一字」とは、一つの「建築物・やしき・やしろ」)

「一字」の限定がない4~7は複数の社殿を含む。

たとえば、延宝元年(1673)棟札【翻刻4】には「今亦温故繼新本社並別宮二字末社三座従(随)神門鳥居廳屋拝殿咸造立成華」、元禄7年(1694)棟札【翻刻5】「宮数本社別宮二字末社五座随神神門造栄成華」、元文3年(1738)棟札【翻刻7】には「奉於本宮撰社未修造一字成就華」とあると、ここでは報告されている。

「上記15枚の棟札がすべて本殿を含むとすれば、承応2年(1653)から明治20年(1887)までの介入周期は20、21、21、23、17、16、10、18、17、26、24、21年であることが分かる。」としている。

『鳥取県の近世社寺建築』によれば、米子八幡神社のように、県西部では20年周期の「造替」が比較的が多いということである。報告者は、「この場合の介入はⅡ~Ⅷが複合化している」としている。

「(4) 本殿の変遷」に係わる報告

①最古の天正 12 年 (1584) の棟札について

- ・「17 枚のうち最古の棟札は天正 12 年 (1584) のものである (図 3-3)。ただし、現存する棟札そのものには年紀を確認できない。」
- ・「上記の年代は、享保 18 年 (1733) の「八幡神社棟札書出」【翻刻 24】の記述から推定したものである。」
- ・「この棟札は、左端と下部で破損が進行し、多くの文字がすり消えているが、18 世紀の段階ではまだ年紀が判読できたのかもしれない。」

しかし、「この年代には、若干の疑義を覚えないわけではない。」として、以下の点を挙げている。

- ・「棟札願文には、霊社が大破したため、杉原景盛が東西の武勇を嗜む人びとを誘って修理を企図し、神仏に国家静謐を願ったことが記されているが、大破の年代については触れられておらず、どのような介入がなされたかは不明である。」 *静謐 (せいひつ)
- ・「杉原景盛が天正 10 年に没しており、尾高城主として西伯耆を支配した時間も短い。」
- ・以上のことから、原島は「この棟札の記載内容については、当時の政治状況なども踏まえたうえで慎重に判断を下す必要があるだろう。」としている。

しかしながら思うに、確かな事実は、この棟札の存在と願文の圧倒的な存在である。当時の霊社・米子八幡神社の神々への願文に虚偽記載をすることは考えられない。

むしろ記述の内容を前提に、当時の歴史や政治的な状況、事実を調査していく必要があるのではないかと考える。

②天正 17 年 (1589) の棟札 (図 3-4) について

- ・この棟札には、「奉建立若宮尊社」とある【翻刻 2】この若宮とは何をさすのか?として、「一般的に若宮とは、本社祭神の子を祀る社殿のことで、八幡神応神天皇の若宮は仁徳天皇となる。しかし、「八幡神社の場合、仁徳天皇を若宮として祀った摂社の存在は、資料上確認されていない。」

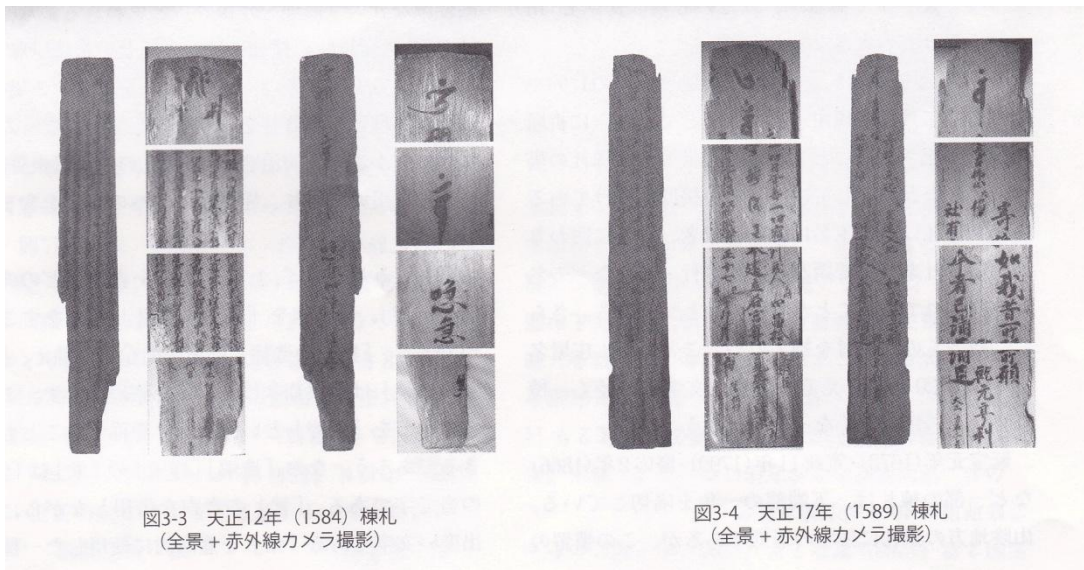


図3-3 天正12年（1584）棟札
（全景＋赤外線カメラ撮影）

図3-4 天正17年（1589）棟札
（全景＋赤外線カメラ撮影）

- ・八幡神宮から新たに迎えた「新宮」を「若宮」と称する場合もある。その場合、主祭神は応神天皇である。京都市東山区の若宮八幡宮社や鎌倉鶴岡八幡宮が、それである。
- ・さらに米子八幡神社では、この世に未練を残して祟りをなす怨霊を「若宮」として祀っている（例では鳥取市赤松神社、米子市域）という「若宮」信仰の痕跡もない。
- ・この棟札にいう「奉建立若宮尊社」の「若宮とは何をさすのか」の考察

八幡神社の社伝の類は、いずれも天文 19 年（1550）の洪水によって、社殿社地とも流失し、いったん 字フルヤシロ に再建した後、天正 17 年現在地に再建されたと伝えられている。

「現在地に再建された」という意味で、「若宮」と表現したと判断するのが妥当であろう。この場合の若宮とは、本殿 1 棟ではなく、「新しい神社」をさすものと考えるべきだが、その境内には本殿以外の社殿を当然含んでいる。

この棟札の願主「国郡主吉川蔵人 爾時 四品拾遺豊臣廣家朝臣」について

吉川広家は天正 16 年（1588）7 月、秀家から豊臣と羽柴の姓を下賜され、天正 17 年 4 月には従四位下侍従の位階官職を授与された。四品は四位、拾遺は侍従の唐風呼称であるから、棟札の記述はこれを裏付けている。

③「承応 2 年（1653）年の棟札」に係わる報告

- ・この棟札には、「奉再興八幡神社靈廟一字」とみえる【翻刻 3】。これは本殿の再興を意味するわけだが、天正 17 年から 64 年の歳月が経過しており、上述した 20 年周期の造替スパンとは異なる。実際、この間の介入（注：修理等のこと）を示す棟札が少なくとも一枚は失われている。

現存しない棟札に係わって『八幡宮社領并旧記録写差出控』は、その記述内容を以下のように紹介している。

棟札

一因伯太守公寛永十一甲戌年社頭悉御修復被仰付則普請御奉行は大西定兵衛、大工頭は野間三郎右衛門、小工二郎右衛門、其外大工三拾五人被遣候而造営成就仕候、自夫御第々御修復奉願候処、御時節仮成ニ取繕置候事、

- ・この棟札には、池田光仲が鳥取藩主となって 2 年後の寛永 11 年（1634）年、普請奉行大西定兵衛以下大工小工等を遣わして修理させたとある。

④八幡神社の造営事業は鳥取藩の直営となる一承応 2 年（1653）の棟札記述

- ・池田光仲の入封後、承応 2 年（1653）の棟札には「国君拾遺源朝臣光仲卿 御武運長久之攸」とあり、寛永年間以降は、八幡神社本殿の願主は常に時の藩主となり、造営事業は藩の直営となったということがわかる。

⑤これ以降の棟札で重要なものに関しては、報告者の原島氏が、年表として紹介している。先行研究・調査として、藤木竜也千葉工科大学准教授（当時・米子高専助教・工学博士）が、より詳しい『八幡神社 社殿年譜』を作成しているがこれはこの補足として後述したい。

《八幡神社本殿の変遷》

天正 17 年（1589）若宮（新しい神社）を建立

寛永 11 年（1634）修理（棟札現存せず）『八幡宮社領并旧記録写差出控』に記述。

承応 2 年（1653）本殿を再興

延宝元年（1673） 本社並別宮二字末社三座従神門

鳥居廳屋拝殿館咸造立成畢

元禄 7 年（1694）造栄（修理？）（注：？は、『報告書』のママ）

正徳 5 年（1715）造栄（修理？）（注：？は、『報告書』のママ）

元文 3年(1738) 修造(修理)
宝暦 5年(1755) 修栄(修理)
明和 8年(1771) 修栄(修理)
安永 8年(1781) 修栄(修理)
寛政 11年(1799) 修栄(修理)、拝殿を再建。
文化 13年(1816) 修栄(修理)
天保 13年(1842) 再建
慶応 2年(1866) 修造(修理)
明治 20年(1887) 屋根葺替

⑥承応2年の本殿「再興」以降、最も重要な棟札は、天保13年の「奉再建八幡太神宮一字成就」【翻刻15】である(図3-6)。⑥承応2年の本殿「再興」以降、最も重要な棟札は、天保13年の「奉再建八幡太神宮一字成就」【翻刻15】である(図3-6)。これは本殿の再建を示す資料であり、その再建された本殿とは、現在の本殿にほかならない。

⑦ここで、報告氏は、「それにしても気になる」として、「元禄7年(1694)と正徳5年(1715)の棟札にみえる「造栄」「造営」の語である。」という。「造栄」とは、辞書によると新築をさすようだが、そうだとすると、「承応2年(1653)から41年後の元禄7年(1694)、さらにその21年後の正徳5年(1715)にも本殿が再建されたことになる。こういう事情からみると、ここでいう「造栄」「造営」とは、「比較的軽微な修理にあたるものであろう。」としている。

しかし思うに、41年後、さらに21年後という、当時では相当の年月で、天地異変、厳しい自然環境、変化の多い社会環境のなかで、「比較的軽微な修理」といってしまうと、後世のものに誤解も招きそうだ。当時としては、「造栄」「造営」といってよい「比較的重要な部分の介入」をしたのかもしれない。そういう推定もできよう。今後の究明調査による。(崇敬士)。

⑧結論として報告氏は、「棟札の記述に従う限り、八幡神社本殿は、天正17年(1589)に、現在地に建立された後、承応2年・天保13年(1842)に両度に大規模な再建が行われ、その間は20年前後を一周期として、再建よりはやや規模の小さな、屋根替えなどの造替を繰り返していたと解釈するのが妥当であろう。」として無難な推論をしている。

「(5) 拝殿の再建立」に係わる『報告』

①「拝殿」の語を記述する棟札—延宝元年(1673)における初見について

・17枚の棟札のうち「拝殿」の語を記す初見は、延宝元年(1673)の「今亦温故繼新本社並別宮二字末社三座従神門鳥居廳屋拝殿館咸造立成畢」【翻刻4】である。

この棟札は、「境内すべての社殿に修理もしくは再建などの介入」を行ったという事実を述べている。「修理」か「再建」かということに関しては、「拝殿」の語の初見であり、「常識的には再建であろうと思われる。」とした。

②「拝殿」という語の「次の記述」－ 寛政 11 年（1799）棟札について

・寛政 11 年 3 月 24 日付の棟札が 2 枚現存する。

「天頭社八幡大神宮修築一字成就」【翻刻 11】（図 3-6）

及び

「八幡宮御祈祷所再建立拝殿一字成就」【翻刻 12（図 3-7）

・上記、翻刻 12 は拝殿の再建を記述している。翻刻 11 は本殿（大神宮）の修理を終えたことを記すものである。

・拝殿の棟札については、「拝殿」と「成就」のあいだに割書きで「式間 六間」と記しており、現在の拝殿と一致していることを、確認している。

・このとき修理したであろう本殿は、天保 13 年（1842）「再建」の現本殿ではなく、承応 2 年（1653）「再興」の旧本殿であると結論した。

（6）その他の社殿

①延宝元年の境内整備－末社 3 棟を建立

②元文 3 年（1738）の棟札【翻刻 7】－武内宿禰社（撰社）建立

「本宮撰社未修造一字成就畢」とある。

これに関連して、明和 5 年（1768）成立の「会見郡神社取調帳」によると、武内宿禰を祀った三尺四方こけら葺の撰社があったことが記されている。

撰社には本社の祭神と縁故の深い神が祀られることから、その祭神・神功皇后と係わる人物（神）であり、棟札にある撰社が武内宿禰社である事実と「矛盾しない。」としている

③文化 6 年（1809）棟札【翻刻 13】－「奉新造営八幡太神神楽舎一字成就」と記述。

この棟札には、新造営とあるが前出、明和 5 年（1768）成立の「会見郡神社取調帳」によると、明和 5 年の時点ですでに式間×五間こけら葺きの神楽殿と神楽舎が存在していたので、文化 6 年の段階では、再建と解釈するのが妥当であろうとしている。

報告者は、元禄と正徳の「新造営」「造栄」は修理とし、文化の「新造営」は再建である可能性が高いとしている。

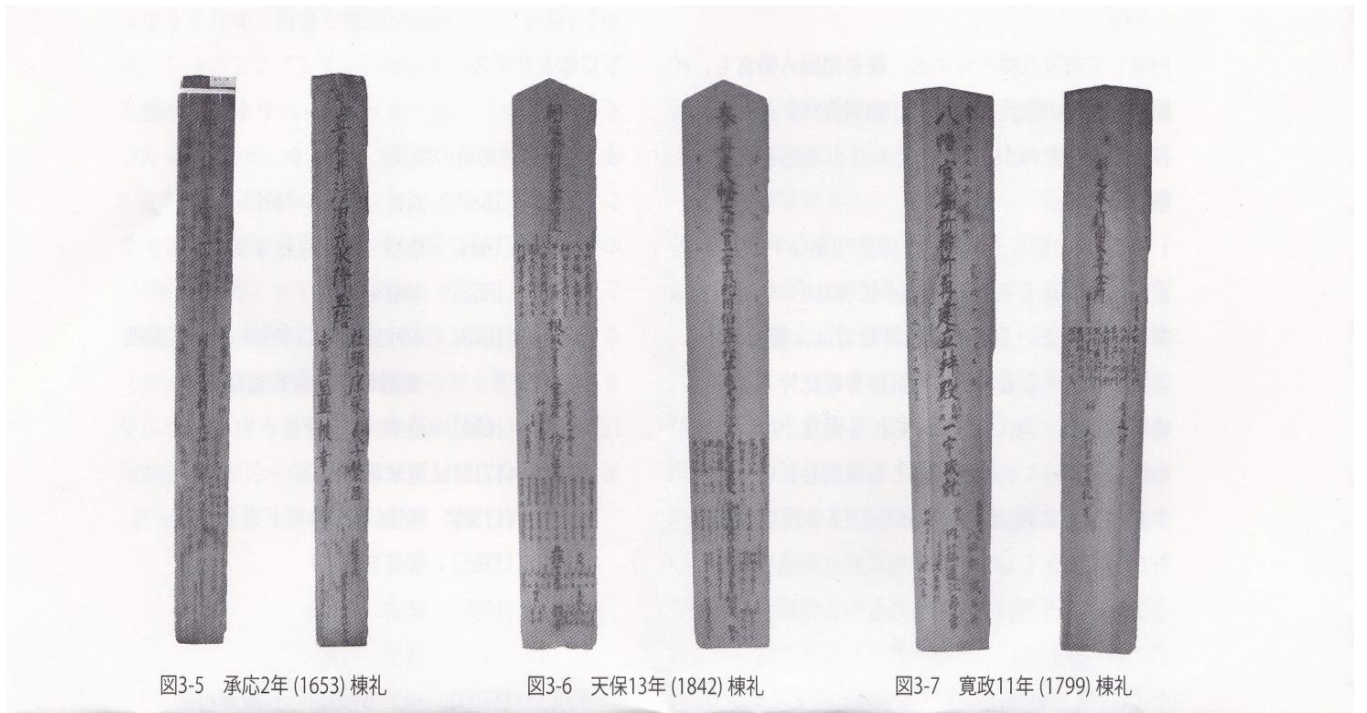


图3-5 承应2年(1653)棟札

图3-6 天保13年(1842)棟札

图3-7 寛政11年(1799)棟札

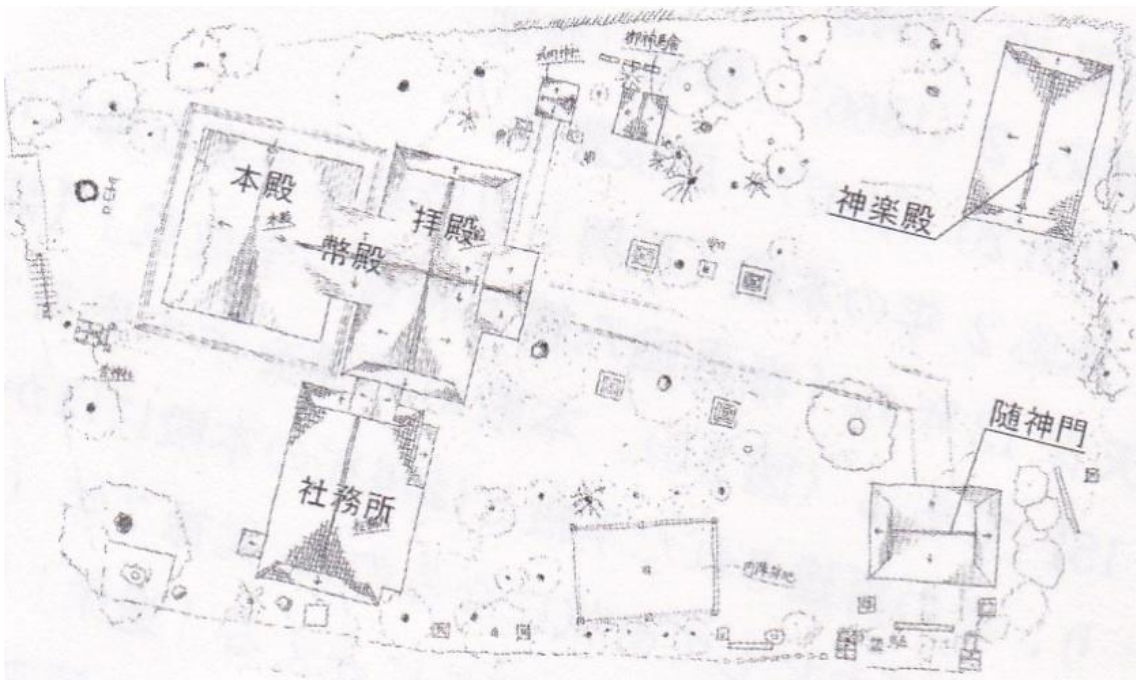


图 3-8 八幡神社境内屋根伏図



図 3-9 土手から見下ろした鳥居と随神門

「(7) 工匠」について

- ①八幡神社で、大工名を記す最古の棟札は天正 17 年（1589）の「大工力石三郎左衛門尉」である【翻刻 2】
- ②（続いて）17 世紀末から 18 世紀前半 渡邊一門の活躍が棟札に出てくる。
 - ・元禄 7 年（1694）棟札の「大工渡邊伊兵衛」【翻刻 5】が渡邊一門の初見
 - ・正徳 5 年（1715）棟札の「大工渡邊伊兵衛正家」【翻刻 6】
 - ・元文 3 年（1738）本殿摂社修理棟札の「大工渡邊伊兵衛家次」【翻刻 7】
- ③他社寺における渡邊一門の記述について—『鳥取県の近世社寺建築』による
 - ・名和町高田神社妙見竜王社の貞享 5 年（1688）棟札に「米子町渡邊伊兵衛正家」
 - ・同上社八幡宮山王権現社の同年棟札に「大工渡邊伊兵衛」
 - ・名和町押平神社貞享元年（1684）棟札に「大工渡邊伊兵衛」
 - ・同社宝永元年（1704）棟札に「大工渡邊伊兵衛」

- ・米子市大神山神社二宮大明神寛延 3 年（1750）棟札に「大工渡邊伊兵衛常昌」
- ・「大工渡邊伊兵衛」は、米子城の茶町に居を構え、正家・家次・常昌の三代に渡り、宮大工として活動した。
- ・正家は貞享元年にはすでに伊兵衛を名乗っており、元禄 7 年の八幡神社本殿造営を、指揮した「渡邊伊兵衛」は正家であると考えてよい。八幡神社は、二代にわたって造替を依頼したということが分かる。

④18 世紀後半からは、地元出身の氏子村出身の大工の普請に変化

- ・10 世紀後半になると、同社棟札に渡邊伊兵衛を初めとする他所の大工の名前は見えなくなる。
- ・小野村吉持善七郎、馬場村黒本伊兵衛、坂中村野口忠助などの地元の氏子村出身の大工が普請を任されるようになった。

「3-4 八幡神社の本殿と拝殿」に係わる『報告』概要

「(1) 境内の構成」についての報告

- ・八幡神社は、日野川北岸を鋭角的に折れ曲がって走る県道 16 号線の角地に境内を構える（図 3-8）。

- ・土手より下った敷地の南側に鳥居を立て、その内側に随神門を設ける。随神門は一間三戸の平屋建で（図 3-9）、「柱虹梁改築」を示す昭和 27 年の棟札【翻刻 20】も残っている。

*虹梁（こうりょう）

- ・虹梁・木鼻等に残る絵様は本殿に近いもので、門周辺の手水鉢や鳥居の寄進銘も天保となっており、この時期に大がかりな「造替」を推進したと思われる。

*木鼻（きばな）、絵様（えよう）

- ・「古い棟札の記述例」について、以下のように報告している。

延宝元年（1673）に、「従（随）神門」【翻刻 4】、元禄 7 年（1694）に「随神門」【翻刻 5】の語が見える。

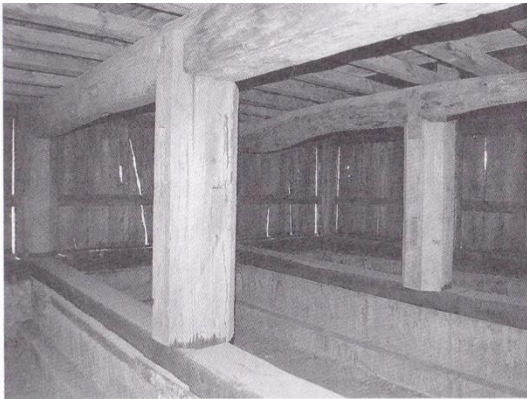


図 3-10 本殿床下 (昭和 40～41 年に大改造)



図 3-11 南西からみた本殿・幣殿・拝殿

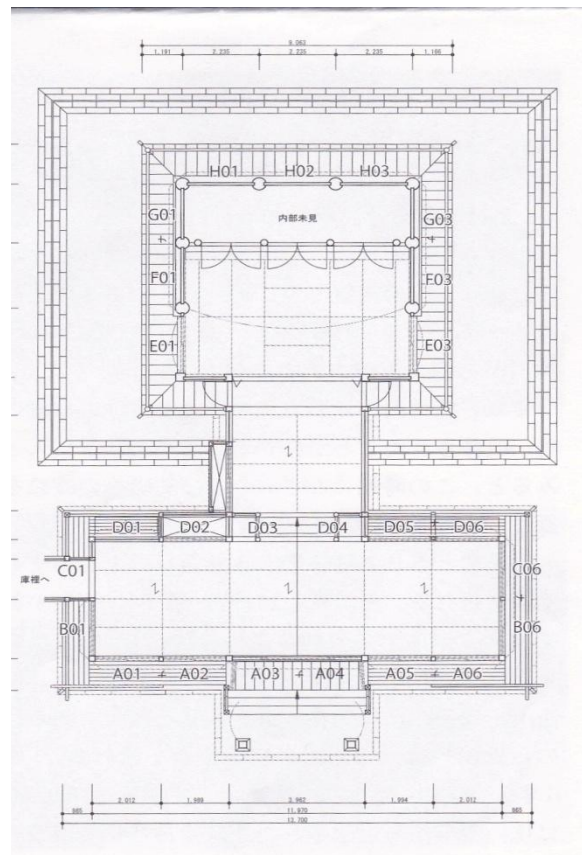


図3-12 本殿・幣殿・拝殿現状平面図

「新しい棟札の記述例」についても、以下のように報告している。

昭和 41 年 (1966) の棟札【翻刻 23】には、表に「奉再建八幡神社 境内造成社殿移築」とあり、裏は願主を「鳥取県知事 石破二郎」とし、「日野川改修工事のため、境内及び社殿全部移転することとなり、国の補償工事により、境内の造成と社殿の移築をなし、旧神饌所を氏子の結婚式場に改装す、神門の方位のみ旧方位を維持して再建す」と記す。

つまり、随神門のみ旧方位を継承し、他の社殿は移築・改修されたことが分かる。本殿の床下に入ってみると、この時期になされた RC 基礎への改修を確認できる (図 3-10)

・原位置とされる随神門から参道は、北上し、まもなく西に折れる。その正面に拝殿、幣殿、本殿が軸線を揃えて鎮座する (図 3-11)。拝殿の南側には方位をあわせて社務所を配する。上の棟札にいう「旧神饌所を氏子の結婚式場に改装」した施設である。このほか、随神門の正面奥に神楽所を設ける。(これは)「文化 6 年」(1809) 棟札の「神楽舎」であり、昭和 40 年に境内で移築・再建された「八幡神社移築仮殿兼神楽所」である。

「(2) 本殿・拝殿の構造形式と年代」についての報告

この『報告書』では以下のように述べられている。随神門の脇にある米子市教育委員会制作の案内板の記述―社殿の構造形式についての所見に係わるものである。

これは以前から同様に指摘されてきた経緯があったが訂正されていなかった（崇敬士）。

・米子市教育委員会制作の案内板の記述

「社殿の建築様式は室町時代、安土桃山時代の両様式にわたっていることが、「本殿の彫刻」や「蛙股」などから推定され、神仏混淆による独特の八幡造りである」

・先行調査及び報告者の見解

「室町時代、安土桃山時代の両様式」とする年代観はひとまずおくとして、この説明には初歩的な誤りが認められる。

「米子の八幡神社は、いわゆる双堂形式の「八幡造」ではない。

・正しい構造形式

本殿： 三間社流造 銅板葺

拝殿： 入母屋造千鳥破風付 平入銅版葺 向拝一間 切妻造妻入軒唐破風付

- ・本殿は、天保 13 年（1842）、拝殿は寛政 11 年（1799）の再建であり、その後いくたびかの修復・改修等をへて現在に至る。
- ・弊殿は非常に新しい建物であるが、当然その前身となる建物があったはずである。
- ・本殿・弊殿・拝殿の全体は「八幡造」よりも「権現造」に近い平面図式になっている（図 3-12）。

「(3) 細部様式の比較」に係わる報告

- ・本殿は外見上「三間社流造」だが（図 3-13）、身舎正面側は 1 柱側は 1 柱間として外陣と庇を一高いし、12 畳の畳を張る。

- ・身舎の柱 8 本は丸柱、庇柱 4 本は角柱とする。身舎丸柱上の頭貫のレベルで派手な拳鼻を作り、組物は出組として出桁を受ける（図 3-14）。

*拳鼻（こぶしはな）、出桁（だしげた）

- ・中備は臺股で通肘木を受け、その上側を支輪で折り上げる。軒は、2 軒繁垂木。庇柱上は 3 斗組とする。

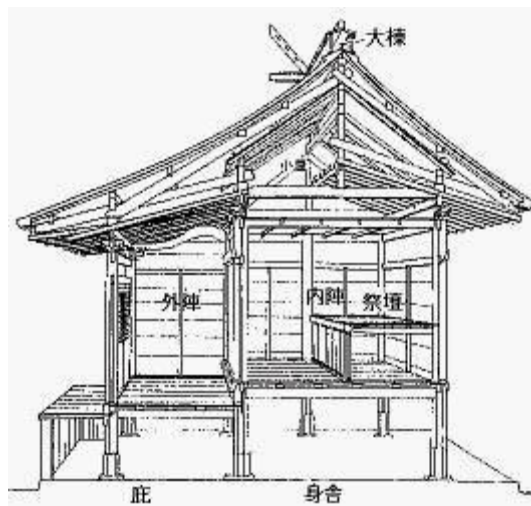
*通肘木（とおひじき）、支輪（しりん）、2 軒繁垂木（ふたのきしげたるき）

- ・妻飾は賑やかな二重虹梁臺股（図 3-15）。大梁は妻壁から一手出した出組で受け、そこからもう一度出組を組み支輪で折り上げ、二重梁を支える。
- ・虹梁絵様は典型的な幕末期の意匠であり、渦が凹んで楕円形となり、彫りも太い（図 3-16）。小屋組は本殿・拝殿とも単純な和小屋である。（図 3-17）

以上『報告書』の内容は神社の本殿の構造に係わる論述であるので、専門でない人にはわかりにくい。素人だが、理解への一助として構造の解説を以下にしておくこととする。(崇敬士)

<本殿の構造>

神社本殿は、建築構造から身舎（おもや・もや 母屋）と庇（ひさし）に区分され、身舎は建物の本体で、前後（または左右）に柱を立てて梁を渡し、その上方には屋根の頂部である大棟が位置する。庇は、身舎の外側に付け足されたもので、屋根は身舎から葺き下ろしている。



一般的に古い形式の本殿は身舎だけからなる建物であって、奈良時代には正面に庇をつけ、平安時代には側面や背面にも庇をつける大型の本殿になっていたようだ。また、階段の上部だけに屋根をのばして雨よけとした庇は、向拝（こうはい）と呼ばれ、主に入母屋造りの本殿に用いられる。使われる柱の形状は決まりがあり、一般的に身舎は円柱を用い、向拝や流造と春日造の庇には角柱が用いられている。円柱は正式の柱、角柱は略式の柱と規定されているため、本殿の代わりとする仮殿、小規模な摂末社では身舎も角柱とすることが多い。

<本殿の内部構造>

内部構造は、ご神体を奉安する奥の部屋を内陣、その手前の部屋を外陣という。一般的には、身舎が内陣、庇が外陣となる。鎌倉時代以降の本殿では、内陣の中を更に間仕切って内々陣を設けている例も多い。内部を四部屋に間仕切った場合では、手前から外陣・中陣・内陣。内々陣と呼ぶことになる。しかし、神社によって呼び方は一定ではなく、内陣を外陣として内々陣を内陣と呼ぶ例も少なくない。神社本殿は一般人の参入を考慮していないため参拝者の目に見える外観だけを立派に作り、人目に触れることのない内陣を簡素に作るというのが一般的である。

< 『報告書』 25 頁の図一八幡神社拝殿 >



図 3-17 八幡神社拝殿小屋組



図 3-18 拝殿外観

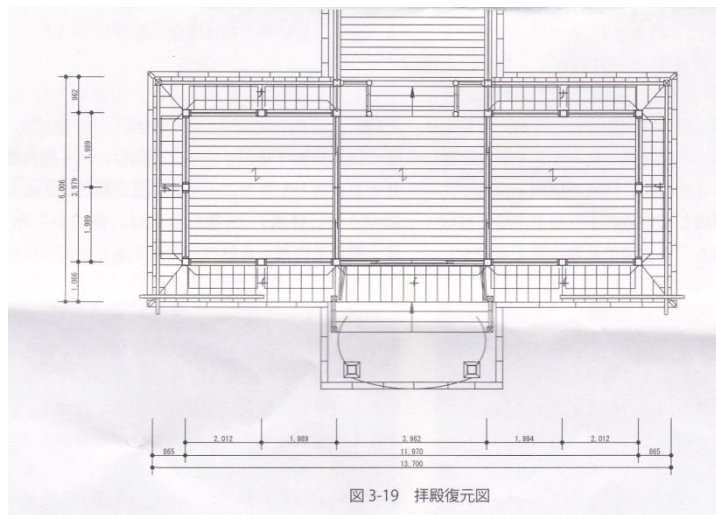


図 3-19 拝殿復元図

「拝殿」（42 頁の図-17~19 参照）に係わる報告について

- ・ 拝殿は二間（1 柱間）×六間（3 柱間）の横長長方形平面の建物である（図 3-18）。
- ・ 寛永 11 年（1799）棟札の記載に一致する。【翻刻 12】
- ・ 現在は、24 畳の畳敷きだが、中間の差鴨居 2 本に 2 本溝が残っており、当初は引違戸で間仕切りしたことが窺える。敷居が畳に隠されていることから、当初は板間であり、2 間×2 間の板間を 3 室横並びにしていた。 * 差鴨居（さしかもい）
- ・ 中央間がそのまま弊殿に連絡し、本殿につながる。

・本殿庇の中央間身舎背面の柱筋ではなく、拝殿中央間にあわせており、拝殿・幣殿境の中央を派手な墓股 2 枚で飾ることからも、本殿・拝殿の一体的な設計が読み取れる。

・拝殿再建の寛政 11 年には幣殿も、遅くとも存在したのであろう (図 3-19)

・拝殿本体の柱はすべて角柱で、柱上に^{ひらみつど}平三斗を組む (図 3-20)

・^{こぶしはな}拳鼻を中央の^{まきと}巻斗から手先方向に突き出し、^{かしらぬき}頭貫の拳鼻と重ねてみせる。

・軒は一軒の^{ひとのき}吹寄角垂木、^{ふきよせかくたるき}中備は墓股とする。墓股には白色の塗料を残す。

・向拝は^{そぼん}礎盤上に面取角柱を立て、^{さらと}皿斗付大斗上に三斗組を組む。

・向拝柱虹梁レベルにある麒麟獅子の木鼻は、大正 15 年棟札【翻刻 18】にいう「八幡神社改築仮殿兼神饌所」(社務所改築)事業を指揮した工事設計者、富次精齋の作と伝える (図 3-21)。当初の木鼻 2 枚は、拝殿・幣殿境に移されている (図 3-22)。

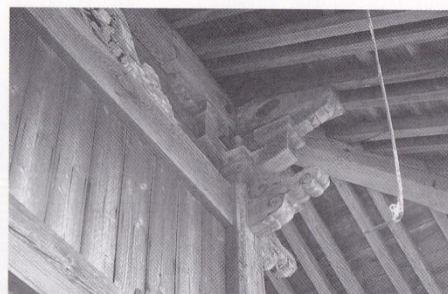


図3-20 拝殿軒下： 墓股 [左] と木鼻 [右]



図3-21 富次精齋の作と伝える拝殿向拝の麒麟獅子木鼻 (山村賢治撮影)



図3-22 拝殿・幣殿境に移された旧向拝の木鼻

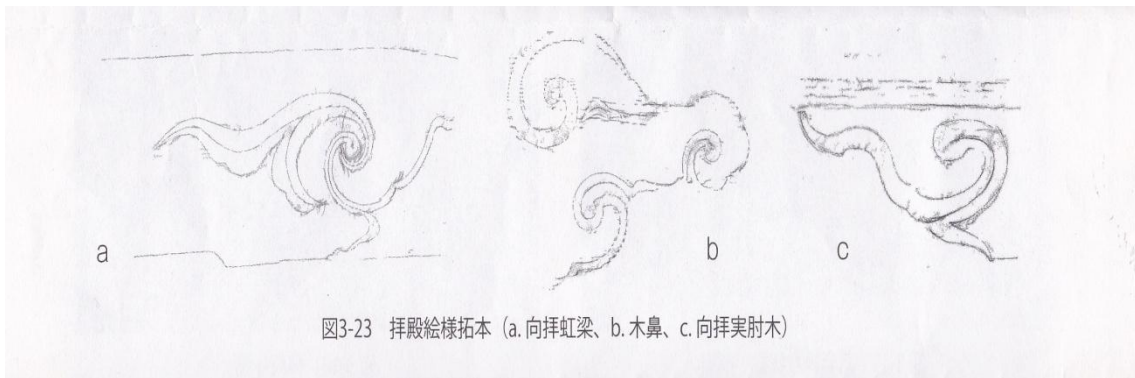


図3-23 拝殿絵様拓本 (a. 向拝虹梁、b. 木鼻、c. 向拝実肘木)

- ・ 拝殿向拝の虹梁は本殿と比較して渦が正円に近く、彫りは細い。寛政 11 年棟札に対応する材とみられる (図 3-23)。ただし、向拝卷斗上実肘木の渦は本殿虹梁の曲線と似て楕円形を呈し、彫りも太くなっている。 *実肘木 (さねひじき)
- ・ これからみると、天保の本殿再建とは同時か、その後の慶応もしくは明治の造替時に、拝殿の屋根を大きく改修した可能性が考えられる。また、小屋組が本殿と拝殿でよく似ているのも同時造替の結果と言えよう。

□ 拝殿外観についての指摘 □

拝殿は間仕切りを取り払って 24 畳敷きの一室とし、さらに、蔀窓であった外回りの開口部をすべてガラス窓に替えている。 *蔀窓 (しとみまど)

この改変にともない、3 室中間の柱を正方形断面の角柱から半柱に変えている。

この結果、1 間ごとに角柱を立て蔀窓を連続させた古式の外観が失われたのは残念なことである。

「3-5 拝殿に残る前身建物の墓股について」の報告

(1) 拝殿に残る古式の墓股に係わって

・ 本殿は天保 13 年 (1842)、拝殿は寛政 11 年 (1799) の再建、その後、軽微な修理を施し、周期性のある屋根葺き替えを反復してきたことを棟札及び細部様式より確認できる。

・ 「拝殿の 16 枚の墓股は、様式からみて桃山期以前に溯る墓股の可能性があるとのことだ (内藤和比古宮司)」と聞いたとしている。

拝殿・弊殿境の墓股 2 枚

16枚の臺股のうち、拝殿・弊殿境の臺股2枚(D03・D04)は装飾された中板を^は嵌め込む^{くりぬき}刳抜型の臺股である(図3-24)。表面の脚端に派手な採色の雲紋板を貼り付け、拝殿側柱臺股の形状に近づいているが、この雲紋を外すと、素朴な脚部先端があらわれる。脚端の摩耗は激しく、当初の形態を維持するものか判断にくるしむところもあるが、本来の臺股の姿に近いものと思われる。 *側柱(かわばしら)

14枚の拝殿側柱筋の臺股(A05・B06)

これらは刳抜型の臺股(図3-25)で、白色塗装を施し、脚内には動物をあしらい、脚端には大きな渦を彫るが、拝殿・弊殿境の臺股ほど古くは溯らないと思われる。この臺股制作年代について、様式と科学的年代測定の両面からアプローチする。

(2) 科学的年代測定の結果

1) 八幡神社^{かわばしら}拝殿側柱筋の臺股(A05)をAMS放射性炭素年代測定にかけた(図3-26)。

95.4%信頼性の場合、
1665-1690AD(17.8%)
1729-1785AD(48.0%)
1793-1810AD(9.9%)
1926calAD以降(19.7%)

という4つの年代候補が得られた。68.2%信頼性に絞ると

1669-1681calAD(14.7%)
1738-1756calAD(19.5%)
1763-1781calAD(22.0%)
1799-1803calAD(4.0%)
1938-1945calAD(8.0%)

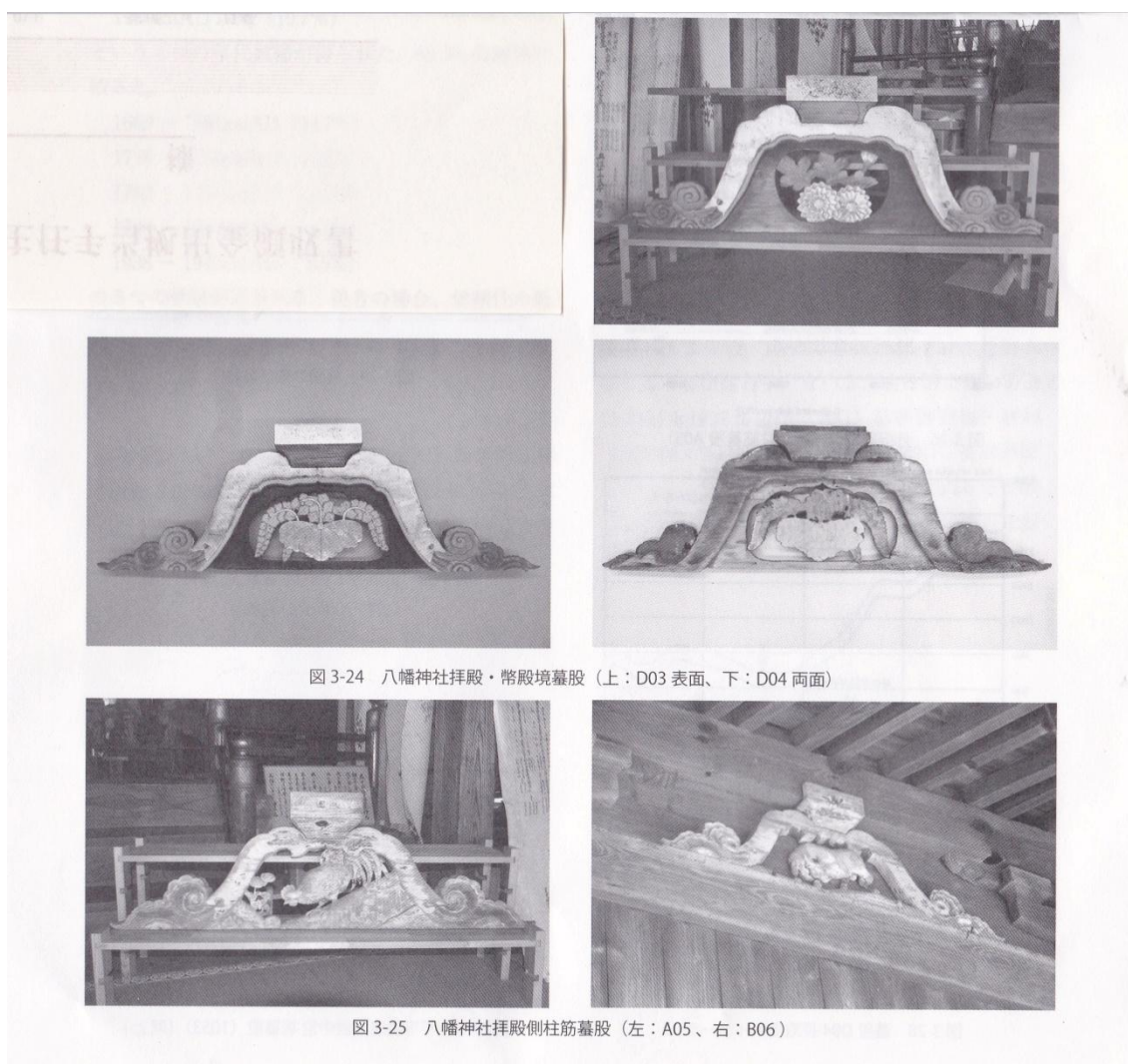
の5つの候補が示される。後者の場合、信頼性の低い年代ばかりであり、20世紀以降の年代は論外としても、17世紀後半・18世紀前半・18世紀後半・19世紀前半のいずれかにも対応する可能性がある。

こうなるとこの測定に頼ることは難しいということになる。報告者が、ここで「年代判定は『様式』に頼らざるをえない。」としているは、もっともなことである。「様式」による科学的な年代判定は、先行研究等で比較考察手法として極めて有効なものである。

2) 拝殿・弊殿境のD04についての年代測定

・樹種はスギで、年輪数 101 を数えるので、年輪幅による年輪年代測定がふさわしいと判断し、奈良文化財研究所年代学研究室に測定を依頼したが、年輪幅の粗密が大きく、年代を特定できなかった。

・酸素同位体比年代測定については、大がかりな破壊分析になるため断念し、放射性炭素年代測定（ウィグルマッテ法）のサンプルを採取した。以下に基礎情報を示す。



基礎情報

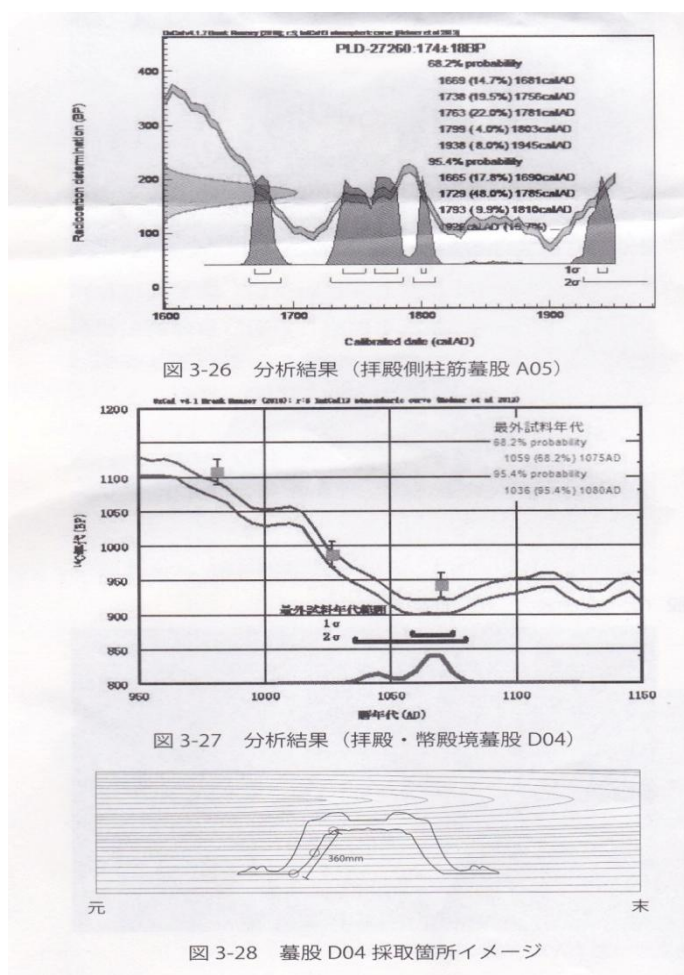
米子八幡神社拝殿：幣殿境臺股裏面（D04）

サイズ：1212m×378mm

放射性炭素年代測定（ウィグルマツチ法）

採取位置：節から4年輪目、節から50年輪目、節から93年輪目

測定結果：1036－1080calAD(95.4%:図 3-27)



・ 拝殿・幣殿境墓股（D04）の最外試料年代は11世紀代の暦年代を示している。心材型のサンプルなので代採年代を特定できないが、ひとまず「西暦1036年以降の代採」であることは確認できたとしている。

・ 拝殿・幣殿境墓股（D04）と享保18年（1733）「八幡神社棟札書出」【翻刻24】を比較すると、天永年間（1110～1113）の棟札の年代を含むことになる。「天永」という年紀の蓋然性は高まったと言える。

・墓股（D04）柁目取りではなく板目取りとしている（図 3-28）。これには髓と最終形成年輪は含まれていない。サンプルを採取した箇所幅は 360mm で、直径は外側に何年輪かを加える必要があるが、年輪の目は粗く、仮に 100 年輪を追加すると直径 1.5m 前後の大木となる。

ここから、報告者は、「墓股データベース」から八幡神社拝殿・弊殿境墓股（D03・D04）を比較して、年代を以下のように推定・考察している。

（3）墓股の変遷に係わる形状・技法の相違の比較

この研究では、様式的に年代を推定するために、年代が確定している類例を基準として、形状・技法の相違を比較している。この考察・作業をすすめるために「墓股の各部位の名称を図 3-29 のようにした。」としている。これは考古学の形式学的編年と同じ作業であり、比較分析の前提として、対象の通時的な変遷を把握しておく必要がある。

報告者は、天沼俊一の『日本建築細部変遷小図録』所蔵の墓股と吉井博の『墓股』の墓股集成を中心にデータを集め、奈良時代から江戸時代に至る「墓股データベース」（全 325 枚）を作成したとしている。

報告者は「おもに吉井[2006：p.1-2]の論考を頼りにして、類型別に変遷」をしらべたと、概略以下のように述べている。大変興味深い類型別の変遷と解説、まとめであった。

「板墓股」について以下のように、報告している。

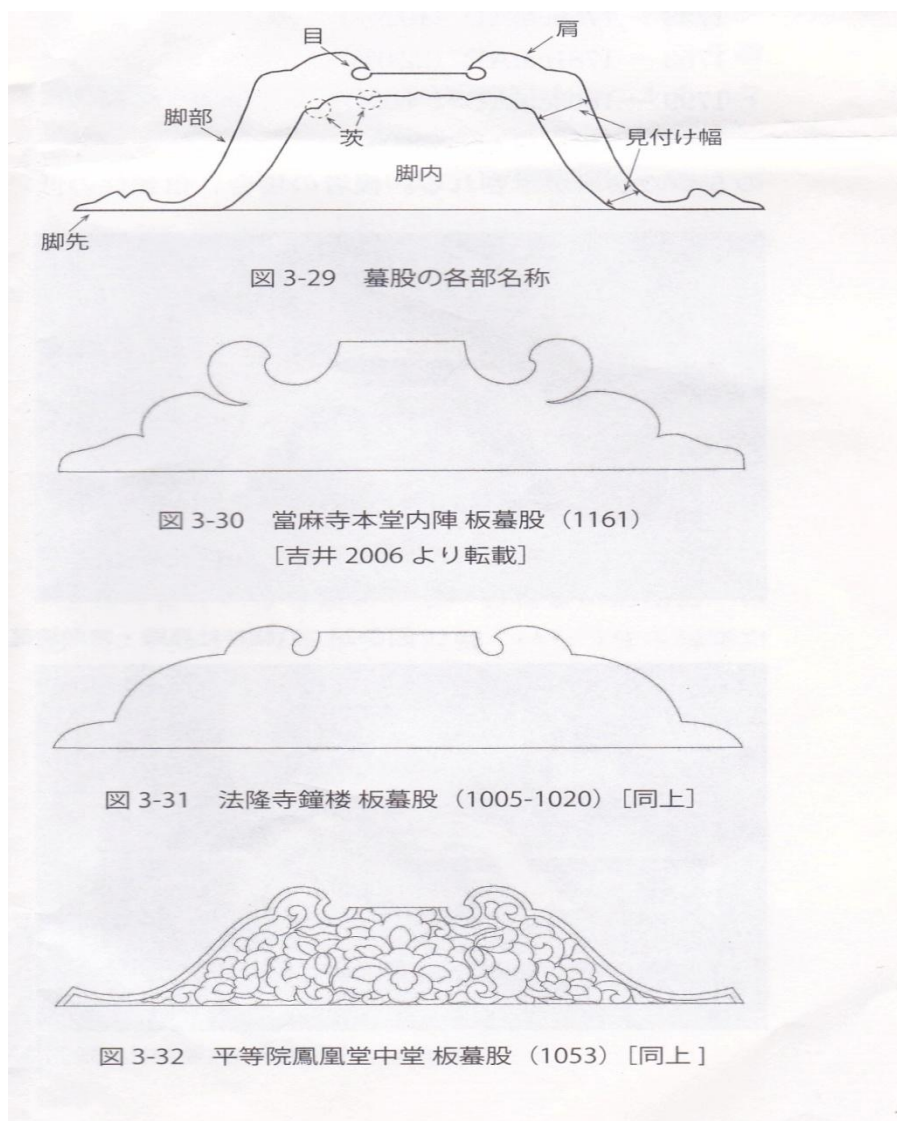
・これは構造材としての機能を重視して造られた装飾的な建築部材で、一木の厚材で造られており、架構部分の虹梁上に据え付けてその上に牛を載せ、上部の荷重を支えるが、鎌倉時代以降は組物の中備にも使用されるようになった。

板墓股は、刳抜型（くりぬきがた）の墓股とともに、時代ごとの特徴を最もよく表しており、建物の建立年代を判定する際の重要な手掛かりとなる部材の一つである。

・板墓股は、平安時代の遺例がきわめて少ない。したがって、平安期の実態を明確にできないが、わずかな遺例を見る限りでは、奈良時代の花形の繰形を施した板墓股の形が踏襲されているようだ。

・踏襲されているとはいえ、斗載面脇の花弁形の繰形や巻き込みは次第に小さくなっており、當麻寺本堂（奈良県）の創建建物（奈良時代末～平安初期）の板墓股（図 3-30）、法隆寺西院鐘楼（11世紀初頭）の板墓股（図 3-31）では繰形の数が増えている。

・平等院鳳凰堂（京都府、1053年）の板墓股（図 3-32）は従来のものとは異なった形（以下「平等院型」という）で、肩から足元までを一つの長い繰形とし、足元の先端は斜めに切り落として軽快に反り上げている。



・その後の、板墓股の形はほとんどのものが平等院型の板墓股を下敷きにして展開しており、鎌倉時代以降も二重虹梁墓股式の架構部の一部のほか、四脚門（しきやくもん）

や棟門（むなかど）等の妻飾には平等院型の板臺股を用いることが多くなった。

・また、板臺股は鎌倉時代以降は組物の中備（なかそなえ）としても使用されるようになったほか、足元端に臺股と同じような花形の繰形（くりかた）を施すことが多くなった。

次に、平等院以降の板臺股各部の変遷について概要を以下、列挙している。長くなるが引用しておく。

- 1) 斗載面脇の花弁形の繰形は、新薬師寺東門の板臺股（図 3-33）のように当初はその先端が斗載面から少し離れ、繰形部分の幅も狭かったが、鎌倉時代以降は、唐招提寺鼓楼（図 3-34）のように繰形部分の幅がひろくなったほか、繰形の先端は斗載面に接続し、巻きこみ部分は円形・銀杏形・猪の目形などの彫り込みとなり、鎌倉後期には、不退寺南門（図 3-35）のようなゆがんだ滴形・巴形、室町時代初期には、観心寺近藤（図 3-36）のような横向きの連弁形、室町中期には金峯山寺二門（図 3-37）のような若葉のついた巴形など、次第にさまざまな形の彫り込が施されるようになった。また斗載面脇の繰形の上端は板臺股上の斗（ます）の斗繰の高さに揃えられているため、丈の高い斗が用いられた初期のものでは斗載面から高く盛り上がっていたが、鎌倉時代以降は斗の丈が次第に低くなり、斗繰も低くなったため、扁平な形へと変化した。*銀杏（いちょう）、滴（しずく）、連弁（れんべん）
- 2) 肩の形は鎌倉前期前半頃までのものは、穏やかな形としていたが、その後は丸味の強い緊張感のある形となり、鎌倉時代の末期頃以降は丸味の大きい力強さに乏しい形のものが見られるようになった。また、肩から足元に至る繰形は、初期のものでは斗載面脇の繰形部分の幅が広くなり、肩の丸みが大きくなって肩幅が次第にひろくなったため、傾きが少なくなった。
- 3) 平等院型の足元の繰形は、初期のものでは丈が低く、先端を緩やかに反り上げていたが、年代の下降に伴って次第に丈が高くなり、室町時代中期には先端の斜めの木口に膨らみをつけたものが見られるようになった（図 3-38）。なお、奈良県下の鎌倉前期の前半頃のものには先端を急激に反り上げてものがあり（図 3-39）、京都府下の鎌倉前期の後半頃のものには年代の割には丈の高いものが造られている（図 3-40）。
- 4) 板臺股の足元に施された臺股のものと同じような繰形は、鎌倉前期の前半頃には装飾性ゆたかなものが見られるが、そのような形の繰形は興福寺北円堂の小壁に描かれた^{おいがた}菱形文様（図 3-41）の足元に見られるような彩色の形から生まれたものと思われる。また、繰形の多くは 2 つの円弧を連続させ先端を斜めに切り落として形のものがあるが、前者は石上

神宮摂社出雲建雄神社拜殿（奈良県）の前身建物の墓股（図 3-42）の繰形。後者は海住山寺文殊堂（京都府）の板墓股（図 3-43）の繰形を簡略化したものと思われる。なお、鎌倉後期中頃までのものは量感のある躍動的な形としているが、年代の下降に伴って次第に形式化し明王院本堂の板墓股（図 3-44）のような扁平な形のものが多くなったほか、鎌倉前期末以降は薬王寺観音堂（図 3-45）のような多様な形の繰形が施されるようになった。

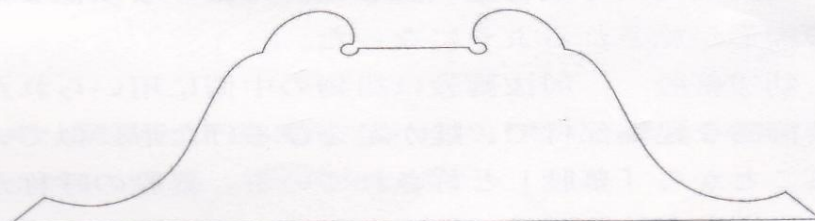


図 3-33 新薬師寺東門 板墓股（鎌倉時代前期）
[吉井 2006 より転載]

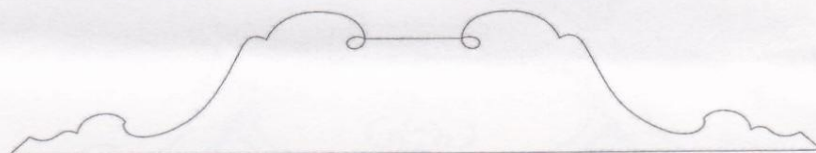


図 3-34 唐招提寺鼓楼 板墓股（1240）[同上]



図 3-35 不退寺南門 板墓股（1317）[同上]

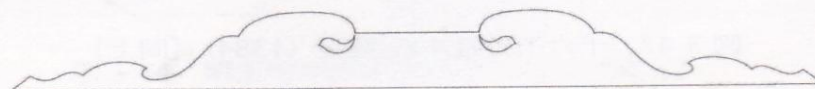


図 3-36 観心寺金堂 板墓股（1346-1370）[同上]

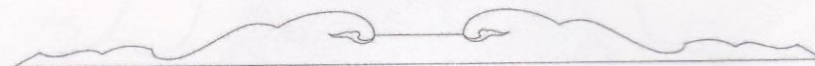


図 3-37 金峯山寺二王門 板墓股（1456）[同上]

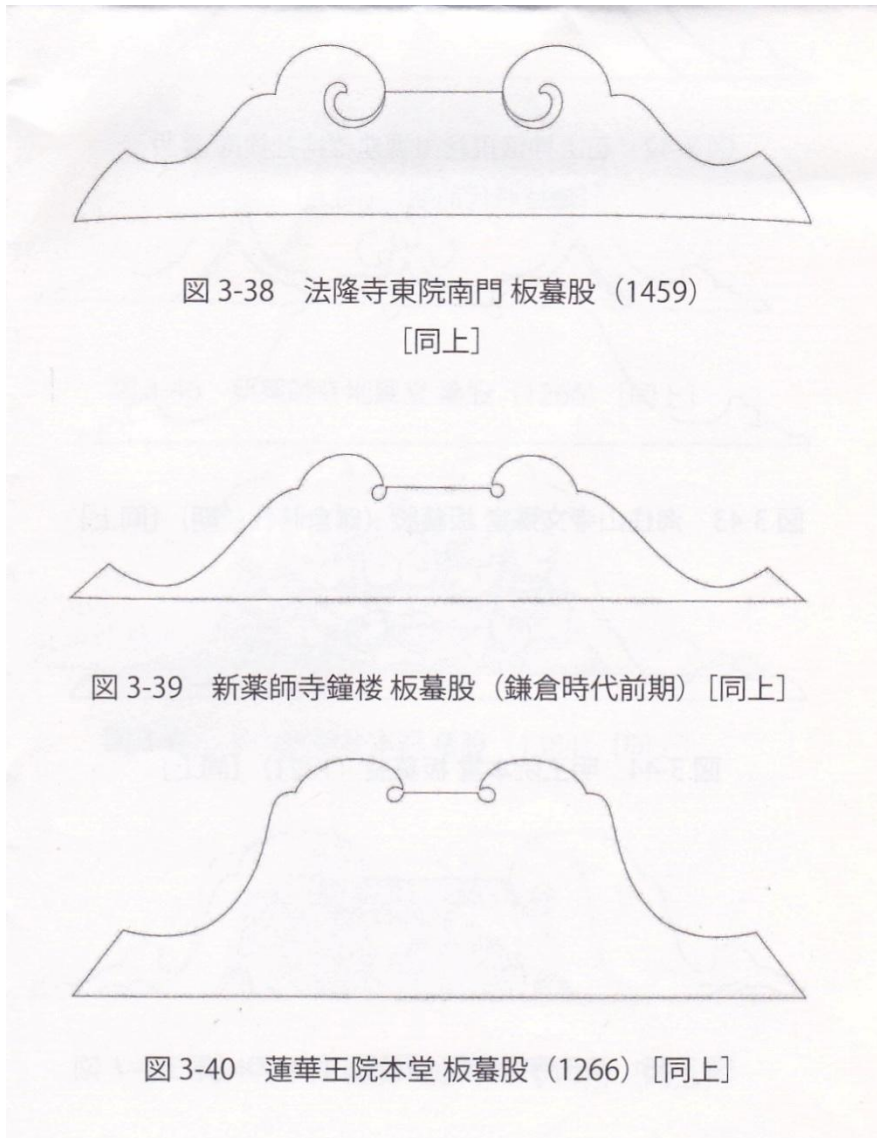


図 3-38 法隆寺東院南門 板墓股 (1459)

[同上]

図 3-39 新薬師寺鐘楼 板墓股 (鎌倉時代前期) [同上]

図 3-40 蓮華王院本堂 板墓股 (1266) [同上]

刳抜墓股に係わる比較考察と「報告」の内容

刳抜墓股は組物の中備に用いられた装飾的な建築部材で、カエルが足を広げた形に似ていることから「墓股」と称されている。墓股の呼称がいつ頃からつかわれていたのかについては明らかではないが、文永3年(1266)建立の新薬師寺地蔵どう(奈良県)北側面(旧南側面)の墓股(図3-46)に「南カイルマタ」と方位番付が記されている。

墓股は板墓股と同様、建物の建立年代を判定する際の重要な手がかりとなるものであるが、装飾材のため、建物の建立後に取りつけられたものもあるほか、建て替えの際に前身建物の墓股を再用了ものがあるので、十分に検討したうえで年代を判断する必要がある。

『報告書』においては典型例を解説している。理解しやすいように、以下のように整理して紹介する。

・十六所神社本殿（奈良県）

棟木銘によって至徳元年（1384）に建立されたことが明らかで、身舎正面の墓股（図 3-47）は当初のものであるが、両側面・背面の墓股は墨書（ぼくしょ）や正面の墓股との形式の違いから文安 5 年（1448）に取り付けたものと思われる。

・天神社本殿（奈良県）

室町中期の建立とされている。棟木銘によると社殿は安永 4 年（1775）に造替されたようであるが、身舎正面の墓股（図 3-48）だけは室町中期の前身建物のものが**再用**されているなどが見られる。

・法隆寺金堂（奈良県）

「金堂の高欄の人字形中備に、刳抜墓股の原型がある」ということが「よく知られている」が、いつから「墓股」をイメージさせる原型、「造形になったのかは明らかではない」という。

・宇治上神社本殿（京都府）

本殿墓股（図 3-49）は、「杈首（さす）と似た二つの材を組み合わされて造られており、足元の先端に花形の繰形が施こされているほかは平等院鳳凰堂の板墓股（図 3-49）にきわめて似ている。」

として、これはおそらく

「平安時代中期頃に板墓股の繰形を模した装飾的な杈首が架構部に組みこまれるようになり、それを小型化して組物の中備に用いたのが、初期の刳抜墓股ではないかと推定されている [吉井 2008 : p.7]。」と、吉井研究から引用紹介している。

・石上神宮摂社出雲建雄神社拜殿（奈良県）

虹梁上に転用された前身建物の墓股（図 3-50）および正安 2 年（1300）に現在の姿に改修されたときの墓股が、「いずれも虹梁上で 2 材を組み合わせ、棟木を受けている。」ことをもって、「その 2 材は杈首組とまったく同じ機能をもっており、平安時代中期後期にこの種の杈首が元になって、刳抜墓股がつくられるようになった可能性は高いと思われる。」と『報告書』においては、推論している。

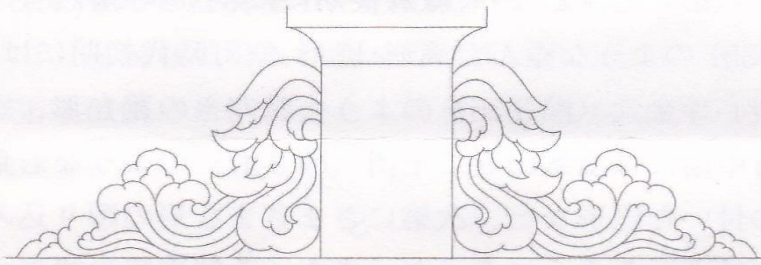


図 3-41 興福寺北円堂 笈形文様(1210) [吉井 2006 より転載]

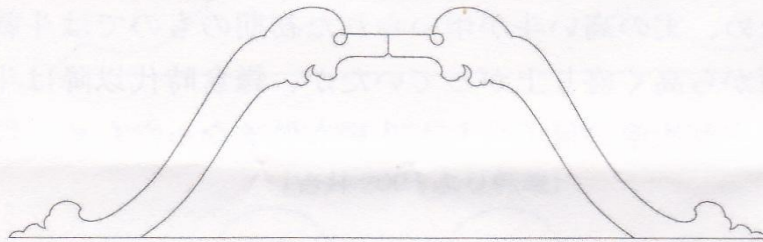


図 3-42 石上神宮摂社出雲建雄神社拝殿 墓股
(鎌倉時代前期) [同上]

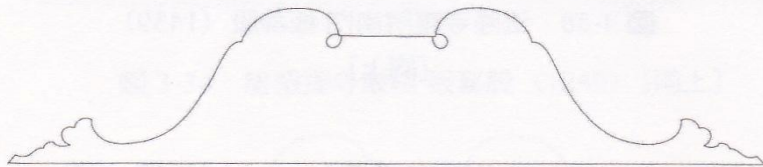


図 3-43 海住山寺文殊堂 板墓股 (鎌倉時代前期) [同上]

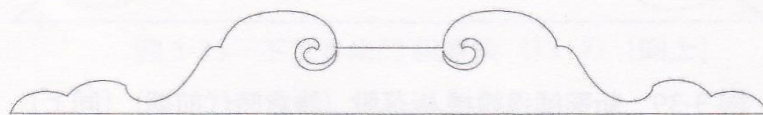


図 3-44 明王院本堂 板墓股 (1321) [同上]

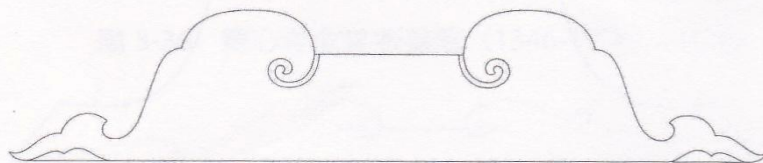


図 3-45 薬王寺観音堂 板墓股 (1347) [同上]

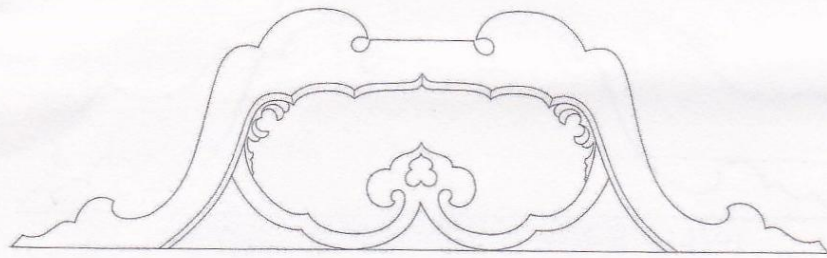


図 3-46 新薬師寺地藏堂 墓股 (1266) [同上]

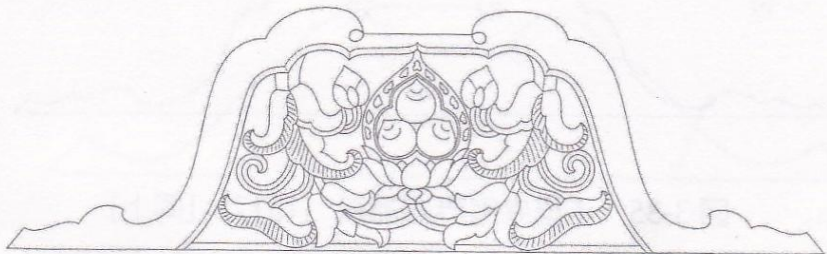


図 3-47 十六所神社本殿 墓股 (1384) [同上]

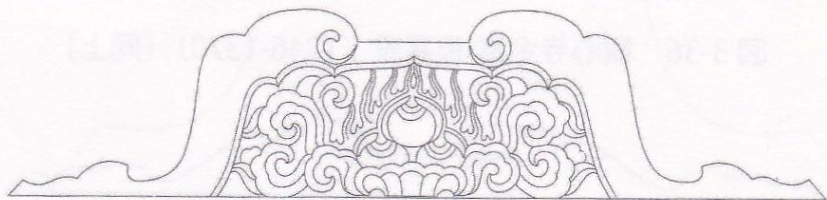


図 3-48 天神社本殿 墓股 (室町時代中期) [同上]

刳抜墓股細部の変遷についての概要

標記の概要について以下のように述べている。(4) 様式からみた八幡神社拝殿墓股の年代考察に深く関係する部分なので、報告原文に忠実に、かつ詳細に紹介したい。

1. 平安時代後期の刳抜墓股は杈首状の左右2材を組み合わせて造られていたが、鎌倉時代以上は、ごく一部を除いた横材の一木から削り出されるようになった。ただし、天治元年(1124)の中尊寺金堂(岩鉄拳)の小型墓股(図3-51)は殆どが一木で造られている。

2. 最も古い宇治上神社本殿(左殿)の刳抜墓股(図3-49)の輪郭は、足元の繰形のほかに、天喜元年(1053)の平等院鳳凰堂の板墓股に近い形をしている。以降の墓股の斗載面脇の繰形などの形は、この墓股をもとにして板墓股と同様の変遷を辿っている。ただし、中尊寺金堂の墓股(図3-51)や一乗寺三重塔(兵庫県)の墓股(図3-52)は他に類例のない個性的な形をしており、釈尊寺観音堂宮殿(長野県)の墓股(図3-53)では輪郭の外側に繰形を付け、添御縣坐神社本殿(奈良県)の墓股(図3-54)では蓑束状の突起を出している。*蓑束(みのづか)

3. 輪郭の見つけ幅は初期のものでは上部を広く、下部を狭くして変化を付けていたが、年代の下降に伴って次第にその差が少なくなり、室町時代以降は全体を同じような幅とした単調なものが見られるようになった。また、輪郭全体の形は初期のものは軽快な形としていたが、鎌倉時代には肩の丸味が大きく輪郭の幅も単調な、形式的でよわよわしいものが多くなる。なお、嘉元3年(1305)の太山寺本堂(愛媛県)の墓股(図3-55)や、墓股(図3-56)など、鎌倉時代後期中頃のものには、輪郭の幅を全体的にひろくし、堂々とした力強い形のもがみられる。

4. 足元の繰形は平安時代後期には反転曲線と円弧を連ねた小さな花が他の繰形であったが、鎌倉時代以降は繰形部分の幅がひろくなり、鎌倉時代前期には大野神社楼門(図3-57)のようなさまざまな形の躍動的な繰形が施されるようになった。また、鎌倉後期以降はほとんどのものが石手寺二王門(図3-58)のように、二つの円弧を連ねた形と、天皇神社本殿(図3-59)のような反転曲線と円弧を連ね先端を斜めに切り落とした形となり、末期以降は扁平で躍動感に乏しいものが多くなった。

5. 輪郭の内側は鎌倉前期中頃以前のものには宇治上神社本殿(左殿)の墓股(図3-49)や圓成寺春日堂、白山堂(奈良県)の墓股(図3-60・61)などの他は1ヶ所に茨をつけ、いずれも内側に面をとらなかったが、中頃以降はほとんどのものが2ヶ所に茨をつけ、内角に面を取るようになった。なお、室町中期には文安5年(1488)に取り付けられたとみられる十六所神社本殿の墓股(図3-47)のように唐戸面も取られるようになった。*唐戸面(からどめん)

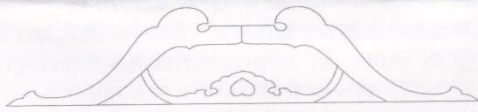


图 3-49 宇治上神社本殿左殿 墓股 (1060 頃)
[吉井 2006 より転載]

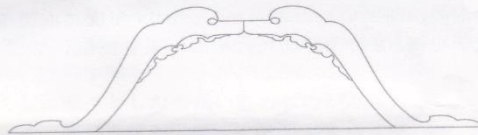


图 3-50 石上神宮摂社出雲建雄神社拜殿 墓股 (1300) [同上]

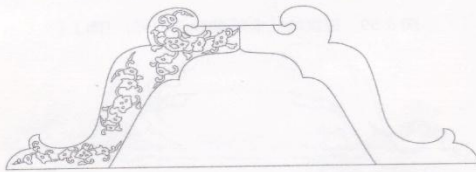


图 3-51 中尊寺金色堂 墓股 (1124) [同上]

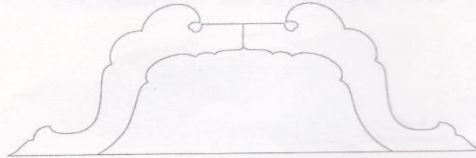


图 3-52 一乗寺三重塔 墓股 (1171) [同上]

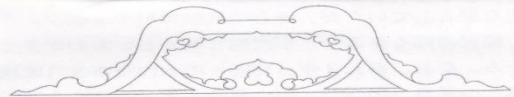


图 3-53 釈尊寺観音堂宮殿 墓股 (1258) [同上]



图 3-54 添御縣坐神社本殿 墓股 (1383) [同上]



图 3-55 太山寺本堂 墓股 (1305) [同上]



图 3-56 苗村神社西本殿 墓股 (1308) [同上]

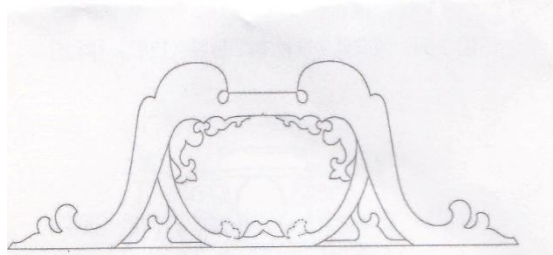


图 3-57 大野神社楼門 墓股
(鎌倉時代前期) [吉井 2006 より転載]

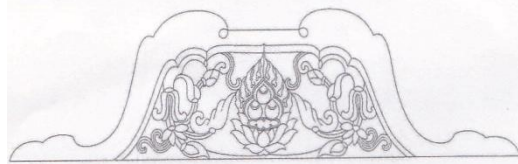


图 3-58 石手寺二王門 墓股 (1318) [同上]

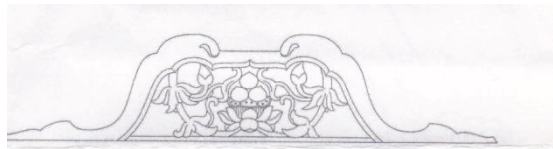


图 3-59 天皇神社本殿 墓股 (1396) [同上]

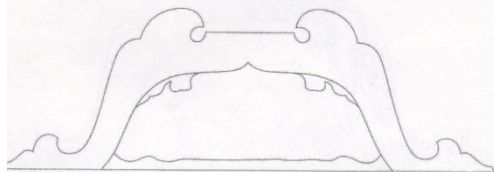


图 3-60 圓成寺春日堂 墓股 (1227-1228) [同上]

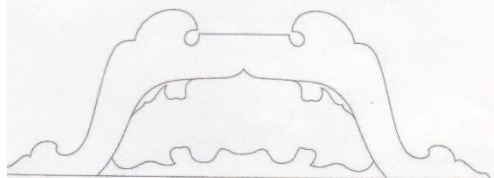


图 3-61 圓成寺白山堂 墓股 (1227-1228) [同上]

(4) 様式からみた八幡神社拝殿墓股の年代

この報告の部分（「報告書」32頁、右段落-下から9行目以降）は、非常に重要な意義を持っているので大きな見出しにして紹介したい。

拝殿側柱筋墓股の制作年代についての報告

報告者によると

- ・八幡神社拝殿側柱筋墓股（A05）は、AMS 放射性炭素年代測定によって17・18・19世紀のいずれにも対応する可能性が示された。
 - ・制作年代については「様式」の鑑定に頼らざるを得ない状況である。
- ということである。

「（八幡神社の）墓股の様式と棟札年代の対応については、AMS年代の結果が出る以前の段階でいったん考察し、2014年度鳥取環境大学紀要（8月末締切）にその成果を投稿した。」とした上で、其の論文の内容を以下のように説明・報告している。

「（その）論文では、天沼俊一『日本建築細部変遷小図録』[1944]所蔵の墓股70枚をデータ化し、様式の近似を示す唐招提寺戒壇院南門（図3-62）と八幡神社拝殿墓股を比較した。少し長くなるが、考察の該当部分を引用しておく。」

2014年度鳥取環境大学紀要（2014年8月末締切）論文の考察該当部分

- ・八幡神社拝殿側柱筋墓股（A05・B06）は刳抜墓股で、脚内には動物があしらわれ、脚端には大きな渦を彫っている。
- ・これに最も近いのは唐招提寺戒壇院南門の墓股で、形状・スケールがよく似ている。
- ・唐招提寺の戒壇は天平の創建当初から存在していたが、中世に廃れ、江戸時代になって徳川綱吉の母、桂昌院の寄進によって元禄年間に再興された。
- ・戒壇堂は嘉永元年（1848）の放火で焼失したが、南門は現存している。虹梁に残る絵様は渦が正円に近く、線が細めであり、17世紀末の様式をよく示している。

ここから報告者は

「八幡神社の拝殿の側柱筋墓股（A05・B06）は、元禄9年（1696）頃の唐招提寺戒壇院南門墓股と似ている。この側柱筋墓股（A05・B06）は、承応2年（1653）の「再興八幡宮霊廟」棟札よりやや遅れる年代に対応する可能性が高い。」と推論した。

こういう視点、推論を前提として、八幡神社の棟札を改めて見直すという作業と考察

を、さらにおこなっている。以下、それらを紹介する。

・「拝殿」の初見である延宝元年（1673）棟札に「本社並別宮二字末社三座従神門鳥居廳屋拝殿館咸造立成畢」とあって、境内全域の再整備がなされ、拝殿も「造立」されたとある。

・本稿で既述しているが、ここでも「この棟札が、『拝殿』の初見であり、寛政・延宝以外の棟札に「拝殿」の語が見られないので、延宝期の『再建』も十分あり得ると思われる。」としている。

（なお）「唐招提寺戒壇院南門の建築年代に最も近い棟札は元禄7年（1694）だが、そこに「拝殿」の語は含まれていない。」とした上で、

「唐招提寺戒壇院南門と延宝の八幡神社拝殿では20年以上の時間差があるけれども、編年の時期区分としては、元禄も延宝も「17世紀後期」で一括できる。「様式」の編年は、このように、20~30年の時間幅をもつものである。」と論じ、

報告者は、「八幡神社の拝殿の側柱筋臺股については、拝殿の語が棟札に初見する延宝元年（1673）の造替に対応するもの」と推定した。

2014年度鳥取環境大学紀要論文の補強部分

以上の考察は、現在も生きており（有効であり）とした上で、「2014年度鳥取環境大学紀要論文の段階（注：2014年8月）の段階では、紙幅の関係もあり、類例として唐招提寺戒壇院南門を上げるのみであった」ので、

「八幡神社の拝殿の側柱筋臺股の拓本（A05・B06：図3-63）と県内の類例（おもに指定文化財）の類例を比較検討する」として、詳細な考察を以下（次頁）、おこなっている。

八幡神社拝殿側柱墓股（A05）と 17 世紀後半～19 世紀前半の墓股の比較 AMS 法の放射性炭素年代測定

八幡神社拝殿側柱墓股（A05）の考察に関して、「AMS 法の放射性炭素年代測定で、17 世紀後半・18 世紀前半・18 世紀後半・19 世紀前半のいずれにも対応する可能性があるとして、比較対象として

・長谷寺仁王門墓股（1680・県指定）、湯梨浜町の籠守神社本殿墓股（1700・県指定）、鳥取市の摩尼寺仁王門（18 世紀後半・県指定）、同庫裏（1832）を調査対象としている。

その際、ひとつの指標として脚部の勾配を $\tan \theta = h / \{a - (b+c)\}$ （図 3-68）の式から求め、新しい順から、「八幡神社拝殿側柱墓股 A05：脚部勾配 62 度」と他を、以下比較して初めに、様式的な考察をおこなっている。

①摩尼寺庫裏との比較

摩尼寺庫裏は文政 6 年（1823）の棟札を残しており、その墓股は板墓股（図 3-64）で、形状は丈が低く脚部の勾配（73 度）も八幡神社のものとは近くはない。ここから、19 世紀（摩尼寺庫裏）に下るものではないと推定している。

②摩尼寺仁王門の墓股との比較

摩尼寺仁王門の墓股（図 3-65、18 世紀後半と推定）は、八幡神社拝殿側柱筋の墓股より、縦長で装飾は控えめにしており、脚部勾配は、80 度で急な勾配であるから両者の意匠が近似しているということとはできない。八幡神社の墓股は 18 世紀後半に下るとは考えられない。

③籠守神社本殿墓股との比較

籠守神社本殿墓股（1700：図 3-66）は、脚の太さや先端が八幡神社と似ているものの、脚の開きが異なり、丈も若干高くなっているとして、「①②の墓股に比べれば、脚部勾配（69 度）など八幡神社に近いが、なお異質な印象をぬぐえない。」としている。籠守神社墓股の背面には元禄 13 年（1700）の墨書が残っている。

④長谷寺仁王門の墓股との比較

長谷寺仁王門の墓股（図 3-67）は、脚部の太さと装飾が異なるものの、脚部勾配が 61 度と全体のプロポーションが八幡神社に近い形状を示しており、延宝 8 年（1680）建立であり、「拝殿」の 2 文字が初見される八幡神社の棟札（延宝元年、1673 年）と元号が同じである点は、検討に値するものだとしている。

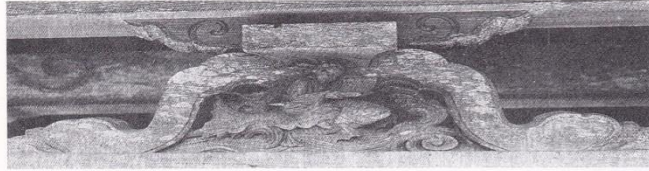


图 3-62 唐招提寺戒壇院南門臺股（1696 頃）
[天沼 1944 より転載]



图 3-63 八幡神社拝殿側柱筋臺股拓本
(上：A05、下：B06)



图 3-64 摩尼寺庫裏板臺股拓本（1823）

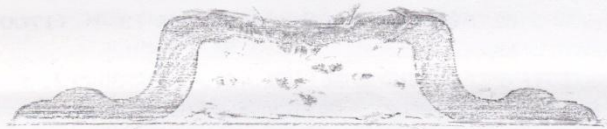


图 3-65 摩尼寺仁王門臺股拓本（18 世紀後半）



图 3-66 籠守神社本殿臺股拓本（1700）

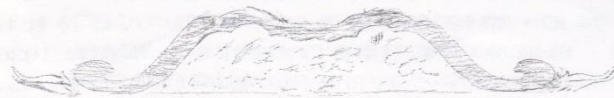


图 3-67 長谷寺仁王門臺股拓本（1680）

以上のように、様式的にみた場合、

これらの比較考察によって「八幡神社拝殿側柱筋の墓股に最も近いのは長谷寺仁王門(1680)の墓股であり、元禄年間に制作された唐招提寺戒壇院南門墓股(脚部勾配76度)を軸に考察した延宝期の拝殿造替に伴う墓股」とみる鳥取環境大学『大学紀要13号』論文〔原島・中島・浅川2015〕を裏付ける結果となった、としている。

拝殿・弊殿境墓股の制作年代についての見解

八幡神社の拝殿・弊殿境墓股(D04)の最外年輪年代は1036_1080(95.4%)という11世紀代の暦年代を示しているとして『報告書』の中に、

『大学紀要13号』段階(2014年8月)での原島・中島・浅川見解を、以下引用している。

「(八幡神社の拝殿・弊殿境墓股は)脚部の摩耗は激しく、当初の形態を維持するものか判断に苦しむが、本来の墓股の姿に近いものであろう。脚部が先端に向けて細くなるのは、中世末の特徴である。天沼[1944]所載の類例をみると、八幡神社拝殿・弊殿境の墓股(D03・D04)は天正18年(1590)に再建された伏見深草の宝塔寺初重東側の墓股(図3-69:脚部勾配80度)によく似ている。この様式上の累次に着目するならば、八幡神社拝殿・弊殿境の墓股(D03・D04)は天正18年(1590)の「若宮建立」棟札に対応するであろう。ただし、八幡神社D03・D04(図3-70)の場合、脚端の抉れがつよく脚部の勾配(72度)が緩い点など、細部については室町前期から平安後期あたりの墓股との類似性もあり、制作年代を桃山時代に限定するのは今のところ控えるべきであろう。」

再考を迫られる結果となった墓板2枚

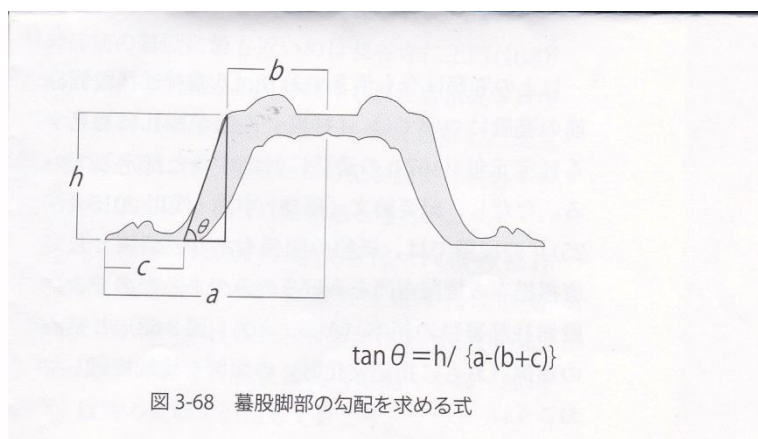
報告者は言う。

「紀要論文においてわたしたちは、慎重を期す構えを示しながらも、拝殿・弊殿境の墓股が天正17年の造営、拝殿側柱筋の墓股が延宝元年(1673)造替に対応する可能性が高いと推定していた。16枚の墓股のうち2枚は旧々社、14枚は旧社の材を引き継いだと予想していたのである。後者については今なおその考えを変えていないが、前者については放射性炭素年代測定の成果(西暦1036~1080年)によって再考を迫られる結果となった。」(下線は崇敬士)

「まず前者が心材型の部材であり、代採年代が不明だということが問題となる。」

「そこで、ここでは墓股(101年輪)の最外資料外側に50年、100年、150年、200年の年輪が存在した場合を仮定すると、代採年代は以下の範囲となる。」とした。

- 1) 50 年の場合：西暦 1086 年～1130 年
- 2) 100 年の場合：西暦 1136～1180 年
- 3) 150 年の場合：西暦 1186 年～1230 年
- 4) 200 年の場合：西暦 1236～1280 年



- 1) 50 年の場合（：西暦 1086 年～1130 年）

この場合は、享保 18 年（1733）「八幡神社棟札書出」【翻刻 24】に含まれる天永年間（1110～1113）の棟札年代を含んでいる。

- 2) 100 年の場合（：西暦 1136～1180 年）

天永年間より遅れるが、鎌倉時代に入る直前の平安時代末期に該当する。米子周辺に紀氏が土着し活躍したのが 11～12 世紀ころであり、この 1) 2) の年代に該当する。

- 3) 150 年の場合（：西暦 1186 年～1230 年）と 4) 200 年の場合（：西暦 1236～1280 年）

これらの時代は、鎌倉時代に含まれるが、年輪の幅が、かなり長い（5～10mm）ので、原木の直径は 2mm を超える材になるであろうか、とりわけ 4) の可能性は低いと思われる。

さらに、

D04 の代採年代を「平安時代後期～鎌倉時代前期」と仮定し、墓股データベースの該当年代の類例と比較して、以下【1】～【4】にまとめている。

【1】 八幡神社拝殿 D03・D04 は、輪郭の見付け幅が上部をひろく、下部を狭くして変化を付けており、全体として最古の遺例とされる宇治上神社本殿左殿の墓股（1060 頃：図 3-71）

に近い形をしている。これは平安後期の特徴と言える。

【2】平安時代の刳抜墓股は扱首状の2材を左右から組み合わせたものであるが、八幡神社の墓股 D03・D04 は一木からの削り抜きであり、鎌倉時代の特性を示している。ただし、東北の地方様式を有する中尊寺金色堂は墓股を一木削り抜きにしており、平安時代後期の山陰にそのような材が存在したとしてもおかしくはないだろう。

【3】D03・D04 の脚先の線形は鎌倉時代以降に見られるような幅がひろいもので、十輪院本堂の墓股（鎌倉時代前期：図 3-72）によく似ている。こうした造形は平安時代の遺例には見られない。

【4】D03・D04 は輪郭の内側 2ヶ所に茨をつけ、内角に面をとっている。これもまた鎌倉時代前期中頃以降の様式を示すものである。

日本最古級の刳抜墓股が米子八幡神社に所蔵

以上により、八幡神社刳抜墓股について概要次のような考察・推論を行っている。

・八幡神社 D03・D04 は全体の形状以外では平安時代後期の墓股遺例の有する特徴はやや希薄であり、どちらかといえば鎌倉時代前期の様式を示している。

・しかし、平安時代の刳抜墓股は 6 点しか残っていないため、平安時代に存在したであろう多様な様式を網羅的に理解することはできない。

・茨・面取・脚先線形などの鎌倉時代の特徴といわれるものも、それらが平安時代に存在し、鎌倉時代に継承されたという可能性を否定することができない。

・形状からみて平安時代の板墓股と八幡神社 D03・D04 に共通点を認めることができる点を考慮すれば、前身建物に使われていた板墓股を削り抜いて中世風の墓股にニューリアルした可能性すらないとは言えない。

「前身建物に使われていた板墓股を削り抜いて中世風の墓股にニューリアルした可能性」については、当時の部材状況、文化史料、先行研究等から、だれしものが推論できることではあるが、ここに至るプロセスにおいて、それらを総合的かつ縦横に活用して考察を重ね、このような推論・推定に至ったことは、科学的・実証的な鑑定評価を展望するものといえよう（崇敬士）。

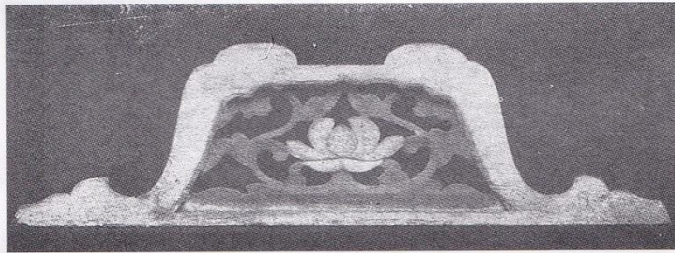


図 3-69 宝塔寺多宝塔初重東側墓股 (1590)
[天沼 1944 より転載]

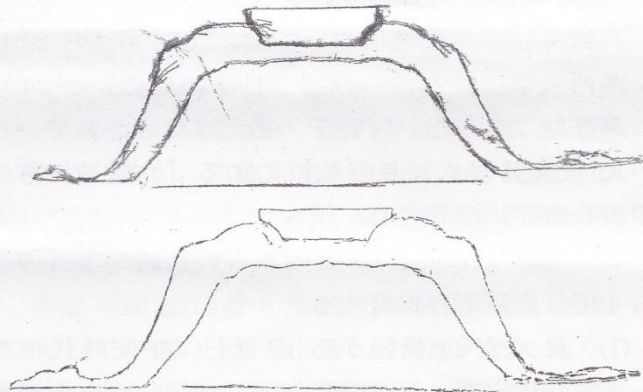


図 3-70 八幡神社拝殿・幣殿境墓股拓本
(上：D03、下：D04)

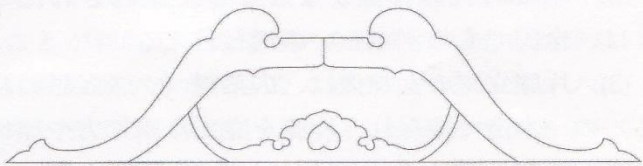


図 3-71 宇治上神社本殿左殿 墓股 [1060 頃]

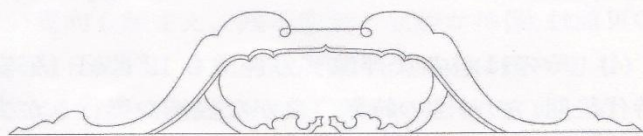


図 3-72 十輪院本堂 墓股 [鎌倉時代前期]

日本で2番目に古い刳抜墓股—宇治上神社本殿に次ぐものとの評価

報告者は「仮にこの墓股が享保18年の棟札書出にいう天永年間（1110～1113）の造営で対応するとすれば、宇治上神社本殿に次ぐ日本で2番目に古い刳抜墓股ということになる。」が、いまのところ八幡神社 D03・D04 は「平安時代後期～鎌倉時代前期」の作と表現するにとどめておきたい。」とした。その理由として、「平安時代後期か、鎌倉時代前期のいずれかに絞れるかは現状のデータ量では難しい。」からだとしている。

しかしながら、以上のような鑑定評価への留保条件を示しながらも、

「いずれにしても、宇治上神社本殿の墓股に似た日本最古級の刳抜墓股が米子八幡神社に所蔵されているという事実に驚きの念を禁じ得ない。」として、今後の考察への課題と期待を示して締めくくった。

3-6 狛犬と神像の制作年代

八幡神社の神像類については先行研究(調査)がある。宮司の依頼により、2012年3月29日に関西大学の長谷洋一教授（日本彫刻史）が24点の調査をおこなっており（獅子・狛犬は調査対象外）、同年4月には長谷教授による『八幡神社神像類調査概要』が発表されている。この調査のまとめについては、米子八幡神社 HP で見ることができる。

『報告書』では、長谷教授の鑑定評価の結論部分4項目（全部で5項目）を紹介している。

(1)11点が11世紀から12世紀(平安時代中期～平安時代末期・鎌倉時代初頭)に製作された神像や仏像であること。

(2) 平安時代の神像がまとまって確認されたことは、全国でも珍しい事例と言える。

(3) 片膝立ての女神像は、広葉樹（クスと思われる）の一木造りで造られ、片膝を立てる座り方や球状の面部や熱い着衣の表現などから11世紀の作品とみられ、山陰地方（鳥取・島根）で最古級の作品とみられる。（ただし今後、神像調査が進めば訂正の可能性も）

(4) そのほかの女神像・男神像も12世紀（平安時代後期）の神像の特徴（豊かな表情や奥行きが少なく肩幅が広い）をよく表しており、現状では神像彫刻（の指定）がない鳥取県や米子市では貴重な作品群と言える。

その上で、年代測定に着手した動機について、報告者は以下のように述べている。

これら神像類（図3-73）及び唐獅子・狛犬（図3-74）についても、内藤宮司より科学的年代測定の対象にしてほしいと早くから依頼されていたが、彫刻類は門外漢であるので、サンプル

採取を躊躇していたが、2014年8月23日の調査の際、唐獅子【向かって右側の「阿形」像）が分解可能であり、複数のチップが散乱しているのを、それを測定してほしいとの依頼があった。とりあえず、奈良文化財研究所年代学研究室で樹種鑑定したところ「スギ」であることが判明し、非破壊の年輪年代測定を期待したが、年輪数が非常に少なく断念し、其のチップは、パレオ・ラボ社に転送し、AMS法放射性炭素年代測定のサンプルとした。

其の後、10月末に拝殿臺股 D03・D04 が平安時代後期まで溯りうる年代測定の報告があり、宮司の強い意向も踏まえて、残る狛犬と立膝神像についても AMS 法による放射性炭素年代測定に踏み切ることになった。神像のサンプルはいずれも底面、狛犬のサンプルは後ろ足の裏側である。以下に速報のデータ（2σ 暦年代範囲）を転載する。

《狛犬・唐獅子の測定年代》

<1>唐獅子（向かって右・阿形）スギ（図 3-75）

1454-1523calAD(58.2%)

1572-1630calAD(37.2%)

<2>狛犬（向かって左・吽形）スギ（図 3-75）

1514-1599calAD(71.0%)

1617-1649calAD(24.4%)

「唐獅子・狛犬ともに室町～桃山時代と江戸時代の年代が得られた。いずれも心材型であり、木材の代採年代は不明ながら、敢えて棟札年代と対照すると、前者（唐獅子）は天正 17 年（1589）の造替に対応している。」

報告者は、「測定の信頼性からみて前者の可能性が高いと思われる。日野川の洪水によって境内を現在地に移して直後の造営時に唐獅子・狛犬が製作されたのではないかと推定できるとしている。

《女神像の測定年代》

<3>立膝女神像（A）ムクノキ（図 3-77）

777-790calAD（4.2%）

808-842calAD（5.4%）

862-973calAD(85.8%)

<4>立膝女神像（B）ムクノキ（図 3-78）

777-791calAD（5.2%）

805-843calAD（8.0%）

860-973calAD(82.3%)

報告者は、女神像の年代測定において、「8世紀から10世紀に溯る驚異的な年代が得られた。」としている。信頼性からみると、上記の「(A)は西暦862-973年。(B)は西暦860-973年の可能性が高いであろう。」とした。

ただし、「残存する年輪は(A)が12年(図3-79)、(B)が11年(図3-80)と非常に少ない。拝殿墓股D04の残存年輪が101年であるから、それよりも90年も少ない」として、「ここでその年輪差の近似値=90年輪を上データのデータに加えて」考察してみたところ、以下のようになり「拝殿墓股D04の暦年代(西暦1063~1080年)と近似する」と推定した。

(A) 西暦952-1063年

(B) 西暦950-1063年

以上の年代測定と考察から、報告者は、その『報告書』の中で、紀氏の土着から隆盛期(11~12世紀)に神社が造営されたとの蓋然性を示すなど、以下の推論をせざるを得ないとした。

「私たちが推定する拝殿墓股D03・D04の年代(平安時代後期~鎌倉時代前期)と長谷教授が推定する神像類の年代(平安時代中期~平安時代末期・鎌倉時代初頭)はよく一致しており、紀氏の土着から隆盛期(11~12世紀)に神社が造営された蓋然性がいっそう高まったと言わざるを得ないであろう。」

考察における条件として報告者は、「拝殿墓股D04の年代と同じであるが、神像の方をやや古く見積もるべきかもしれない。」としている。

次頁に、図3-73~図3-80を掲載している。



図 3-73 立膝女神像 (左:〈A〉、右:〈B〉)



図 3-74 狛犬・唐獅子 (吡形・阿形)

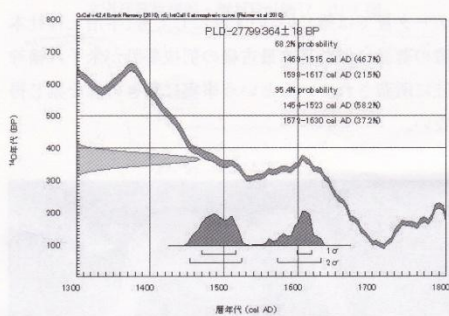


図 3-75 分析結果 (八幡神社唐獅子)

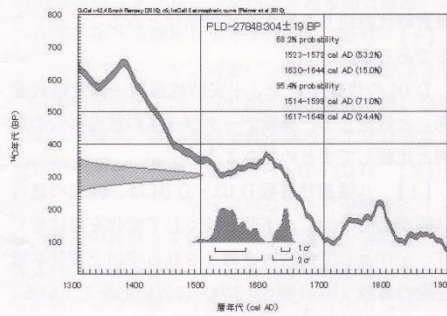


図 3-76 分析結果 (八幡神社狛犬)

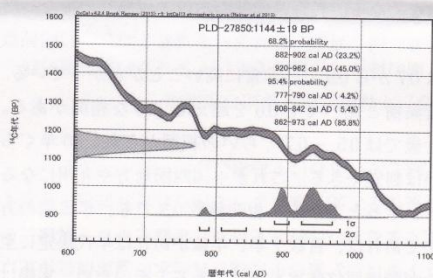


図 3-77 分析結果 (八幡神社立膝女神像〈A〉)

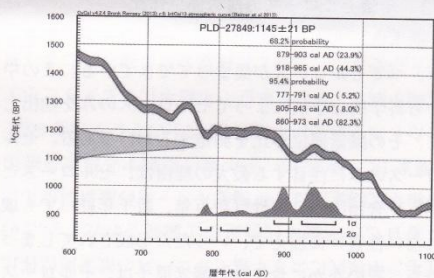


図 3-78 分析結果 (八幡神社立膝女神像〈B〉)



図 3-79 立膝女神像 (A) 底面 12 年輪

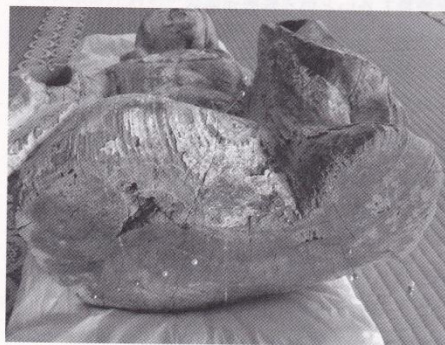


図 3-80 立膝女神像 (B) 底面 11 年輪

「第 3 章 米子八幡神社の棟札と本殿・拝殿の建築年代に係わる研究を読む」は以上である。

「第4章 酸素同位体比年輪年代測定について」を読む

「第4章 酸素同位体比年輪年代測定について」では、報告者は、以下の内容について報告している。其の見出しを同書 38 頁～42 頁にわたって紹介する。

- (1) 酸素同位体を使った年輪年代学の特徴
- (2) 年輪セルロースの酸素同位体比
- (3) 年輪酸素同位体比の相関域

4-2 摩尼寺本堂小屋梁の年代測定

「(1) 酸素同位体を使った年輪年代学の特徴」の概要紹介

この項では、以下のように其の特徴を述べている。

- ・木造建造部材の科学的年代測定には①年輪年代測定（年輪幅による従来の測定法）と②放射性炭素年代測定のいずれかが適用される。しかし、二つの手法には、一長一短があり、いずれも測定条件が厳しく誤差も大きくでる恐れがある。
- ・これを克服する方法として、中塚武により年輪セルロースの酸素同位体比に着目した年輪年代測定法が開発されている。
- ・この年輪年代測定法は、年輪セルロースの酸素同位体比（酸素 18/酸素 16）が年毎に変動する現象を応用したものであり、年輪数 50 以上のサンプルならば、樹種を問わず、1 年単位で年輪年代を正確に示すことができる。
- ・しかし、この測定方法も、破壊分析になってしまうというマイナス面がある。

「(2) 年輪セルロースの酸素同位体比」の概要紹介

この項では、以下のように其の特徴を述べている。

- ・樹木は、主に 3 つの化合物、セルロース、リグニン、ヘミセルロースによって構成されている。この中から科学的な手法によってセルロースのみを抽出して、その酸素同位体比を測定する。

- ・セルロースに着目して、年代測定をする理由は、a. 数百年、数千年経っても壊されないというセルロースという化合物の難分解性、b. いったん形成してしまったら、そのなかに含まれる酸素原子はセルロース自身が壊れてなくなるまでは、一切周囲の水や空気と交換しないという特徴があるからである。

- ・通常、葉は、水の吸収（植物の根から）→供給（幹・枝・茎を流通）→大気中に放出・蒸散（気孔から）→大気中の水蒸気→葉の中に逆流（気孔から）を繰り返している。

年輪セルロースの酸素同位体比は、主に葉の中の水（葉内水）の酸素同位体比の変動に左右されることが知られている。

- ・一般に、水は蒸発するときに、軽い（質量数 16 の）酸素からなる水が、重い（質量数 18 の）酸素からなる水よりも優先的に蒸発していくので、葉から水分が蒸発すればするほど、葉の中に残された水の酸素同位体比は重くなるという特性を持つ。

- ・年輪セルロースは、その変化を光合成によって作られた有機物を介して記録しているわけである。

「(3) 年輪酸素同位体比の相関域」の概要紹介

この項では、以下のように述べている。

- ・空間的な距離が広がれば広がるほど、相関はなくなる。それはアメリカと日本の夏の雨の降り方が、双方毎年同調しているわけではないということからもわかる。

- ・長野県南部の木曾・伊那谷の檜だった場合、同じ地域の針葉樹同士だとしたら、相関係数は 0.7 から 0.9 で、非常に高いことがわかっている。広葉樹と比べても 0.6 を超えるような相関がある。近畿では 0.5~0.7 ぐらいの相関がとれ、50 年くらいは判定できる。中国四国地方や九州になると、もっと下がる。相関係数が 0.3 でも、年輪幅の方法であれば、百数十年、年輪があれば年代決定に至るが酸素同位体比も同じである。

- ・以上により、木曾檜（長野県）と屋久杉（鹿児島県）の間でも、年輪の数が多いため、年代をあわせることができる。年輪の数がもっと少ないものでも、近畿地方の材であれば長野県の試料から作成した変動パターンと比べることができると思われる。

- ・鳥取県の年代を正確にきめようと思えば、山陰で標準的な年輪酸素同位体比の変動パターンを作る必要がある。

4-2 摩尼寺本堂小屋梁の年代測定

ここでは、摩尼寺本堂小屋梁の部材サンプルを採取し、中塚教授が年代測定を行った。その結果を報告している。

・ここでは、測定に係わる中塚教授による分析の要約の紹介は省略して、米子八幡神社のHPに、この関係部分のファイルをリンクしてあるので見てほしい。

以下に中塚教授の測定結果の部分だけを紹介しておくこととする。

・中塚教授による酸素同位体比年輪年代測定の結果、本堂小屋梁の代採年は、1846年という判定がなされた。棟札を残す本堂の安政七年（1860）から14年前に代採されたことになる。代採と造作の間が少し離れているが、妥当な年代であると評し、これをもって、酸素同位体比年輪年代測定の信頼性がひとまず確かめられたとしている。

・摩尼寺本堂以外の建築サンプルについては、①年輪数の不足、②サンプル採取の不備、などが重なり、明快な結果を得ていない。なにより山陰地方の気候環境にみあったデータが蓄積されていないところに問題がある。今後山陰のデータが増えていくことで適用が可能となることを期待する、と報告者は結んでいた。

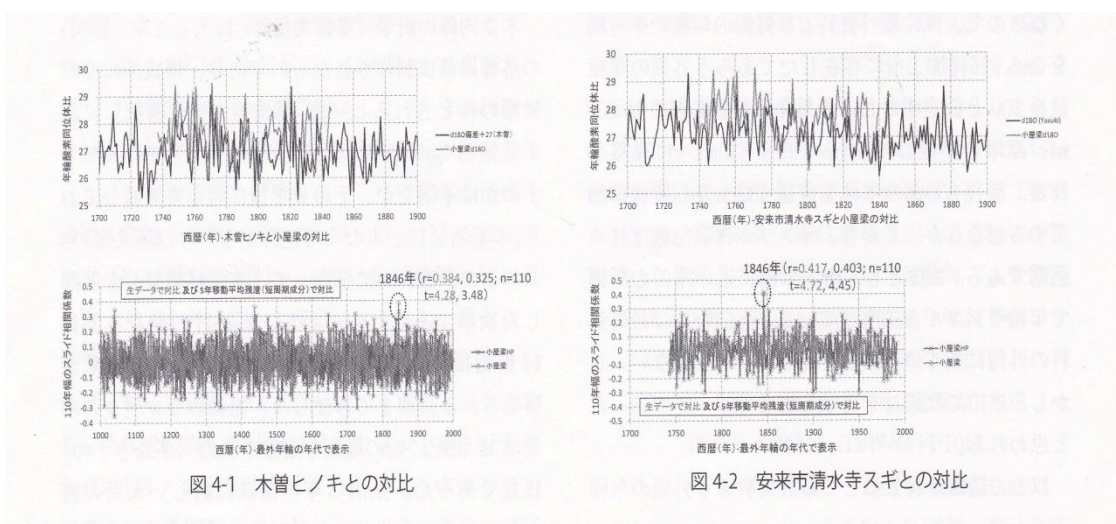


図 4-1 木曾ヒノキとの対比

図 4-2 安来市清水寺スギとの対比

「第5章 おわりに」を読む

八幡神社崇敬士

5-1 長谷寺本堂の科学的年代測定

ここでは長谷寺本堂の科学的年代測定に係わる内容は省略して、この関係部分（『報告書』40頁）のファイルを、米子八幡神社のHPにリンクしてあるので見てほしい。

「5-2 米子八幡神社墓股の科学的年代測定」に係わる報告の概要

「放射性炭素年代測定は、近世期でははっきりとした測定ができなかったが、中世期に溯ると、AMS法（サンプル一本を分析対象とする）できえ、長谷寺の部材などの例のように、かなりはっきりした結果を得ることができる」ようになっているとしている。

放射性炭素年代測定は、「古代になると、さらにその傾向が鮮明になる。」として、[米子八幡神社3サンプルの結果](#)を、以下に示している。

墓股 D04[年輪数 101・心材型] スギ
1036—1080calAD（信頼性 95.4%）
女神像 A[年輪数 12・心材型] ムクノキ
862—973calAD（信頼性 85.5%）
女神像 B[年輪数 11・心材型] ムクノキ
860—973calAD（信頼性 82.3%）

・上記は、いずれも心材型であり、原木代採年代の特定は困難であるが、[拝殿・弊殿境の墓股 D04](#)については「[1036年以降の代採](#)」が確定している。

・さらに、最外資料の外側に50年輪、100年輪、150年輪が存在した場合を検討した上で、平安～鎌倉期の墓股類例と比較して「平安後期～鎌倉前期」の制作と推定した。

・2体の神像については、残存年輪が非常に少ないため、制作年の特定はさらに難しいとした上で、長谷洋一（関西大学教授）の様式年代観である「平安中期～鎌倉初期」は妥当であるともしている。先行研究の業績からみてこれは当然であろう。（崇敬士）

・「墓股・神像のいずれの年代観も享保 18 年（1733）棟札書出にいう天永年間（1110～1113）の棟札年代を含んでいる。」という点に、報告者は、着目している。

・八幡神社の年代測定に関する研究成果は本報告書刊行直後の 4 月 12 日に公開している。約 50 名以上の参加者があった。米子八幡神社 HP を参照願いたい。

日時： 平成 27 年 4 月 12 日（日） 春季例大祭後の午後 2 時～4 時

会場： 八幡神社 拝殿

講演会：

1. 原島 修「棟札からみた八幡神社の造替」
2. 浅川滋男「科学的年代測定と様式―八幡神社拝殿墓股を中心に」

5-3 酸素同位体比年輪年代測定

今回の研究・考察では、報告者は酸素同位体比年輪年代学のサンプルは計 12 点を総合地球環境学研究所中塚武研究室に送付して測定している。

その結果については、初年度に結果が判明したのものとして、以下の 3 種 4 点を挙げている。

①摩尼寺本堂小屋梁

②本高弓ノ木遺跡 5 区ケヤキ材（748BC）

③松原田中遺跡地中梁サンプル資料 No.1870(15AD)・資料 No.1871(56AD)

①摩尼寺本堂小屋梁については、第 4 章で上述した通りであるので省略する。その余の聖神社本殿はね木（65 輪・樹皮型・マツ）年代を特定できなかったとしているが、この点については、関係部分のファイルを、八幡神社関係も含めて当社 HP(<http://www.yonago8man.com/>) にリンクしてあるので参照願いたい。

②本高弓ノ木遺跡 5 区で出土したケヤキ材（No.7662・樹皮型）は、調査主体である鳥取県教育文化財団がパレオラボ社に委託してウィグルマッチ法放射性炭素年代測定を行っている。その結果は、747-721calBC(95.4%)であり、縄文晩期中葉に相当した。縄文晩期～弥生早期の年輪資料は、今のところ西日本にはほとんどどなく、「秋田県鳥海山埋没スギ酸素同位体比クロノロジーとの対比によって年代がきまった。」としている。

関係部分のファイルを八幡神社関係も含めて当社 HP にリンクしてあるので参照願いたい。

③松原田中遺跡の2・3・4区の大型の布掘建物跡から見つかった6棟のうち3棟に地中梁が残っていた。「建物3の地中梁から年輪年代サンプルを3点採取し、1点を奈良文化財研究所（奈文研）年代学研究室、2点を総合地球研究所（地球研）中塚武研究室に送付して年代測定を依頼してえた測定結果である。」としている。

測定の結果、いずれも弥生時代後期に相当し、年輪数の多寡を踏まえれば、奈文研と地球研の測定値は一致したとしている。

酸素同位体比年輪年代測定に係わる問題

画期的な年代測定法と言われる酸素同位体比年輪年代測定に係わる弱点や今後の課題を以下のようにあげている。

- ・降水量・積雪などの水分に影響を受けやすいのが弱点の一つである。東海・近畿のデータで作成された標準変動グラフが降水量の多い日本海側で通用しない例が少なくない。

- ・この弱点をカバーするためには、基礎データの増加が何より重要である。

- ・他の年代測定法の結果がでているサンプルを敢えて酸素同位体比年輪年代で測定し、データ相互の比較によりの確な年代を得る解析プロセスを反復するしかない。

等々のことを『報告書』ではあげている。なお関係部分のファイルを八幡神社関係も含めて当社 HP(<http://www.yonago8man.com/>)にリンクしてあるので参照願いたい。

5-4 「破壊分析」をめぐる問題

標記について報告者は以下のように見解を示している。傾聴すべき問題提起である。

- ・科学的年代測定はすべて「破壊分析」を前提としている。

- ・奈文研のみは、高解像度デジタルカメラやCT スキャンを用いた非破壊分析の手法を開発している。

- ・奈文研の場合、森林樹木の生育を確認する「成長錐（きり）」でコア・サンプルを採取する（下の写真参照）。「成長錐」を用いると、木材に直径1cmの孔があくが、試験体を採取後パテなどで孔をふさいでいる。

・一般的に、生資料の方が正確な測定ができるので、分析する側からすれば、画像ではなく、生の資料が欲しいのは当然である。

・放射性炭素年代測定の場合は1年輪を単位として彫刻等やカッターで米粒大のサンプルを削り出す。隠れた部分からサンプルをとればほとんど目立たない。

・酸素同位体比年輪年代測定の場合、インパクト・ドライバーに錐をつけてサンプルを採取する。この場合、木材には直径3cmの孔があくので、かなりの破壊分析となる。

以上から、破壊分析レベルを比較すると

①非破壊分析 < ②放射性炭素年代測定 < ③成長錐使用 < ④ドライバ使用
の順に、破壊度が高まるとしている。

報告者の提言

1)年代測定等に係わって、「文化財・美術品の場合、①が最適であろうが、場合によっては②も許される範囲だ」「③と④（特に④）はトンネル状の孔をあけるわけだから文化財・美術品に用いるべきではない。」

2)「発掘調査で出土した木製遺物の年代判定には③も④も有効な場合がある。本高弓ノ木遺跡の縄文自然木などは最たる例」である。

3)「自然木に限らず、建築部材等の木製遺物にしても、突出して重要なものは別にして、収蔵庫にお蔵入りして埃に塗られているぐらいなら、積極的に自然科学的分析の対象に立候補し、歴史観の再構築に貢献すべきではないだろうか。」

4) これらの考え方に批判的な意見に対しては、「じつは発掘調査が破壊分析であるという現実を思い起こしていただきたい。遺跡にトレンチを切り開き断面図をとることで遺構の変遷が読み取れるように、米粒大のサンプルを分析することで遺物は自らの出自を語り始める。大小の差こそあれ、両者は同様の行為であり、ひとり科学的年代測定だけを悪者にするならば灯台もと暗しの誹りを免れないだろう。」と、研究・調査・測定のプロセスで何事かあったのかは知らないが、辛辣に、手厳しく、報告者は反論している。科学的歴史観再構築への大局観として、報告者の見解に賛同する人々も多いことだろう。

以上で『報告書』の本文部分は、すべて読み終え、紹介することができた。

本文部分に関連するが、本文部分を収録した同書の『付録』部分に相当頁数を割いている。

本稿 6 頁でも紹介したが、まずこの「近世木造建造物の科学的年代測定に関する基礎的研究」(『報告書』)の内容を以下、目次により概観し再確認しておきたい。全体は以下のように構成されている(同書 5 頁)。付録部分が、P45~P130 と本文部分の 2 倍にもわたっている。

この付録部分の米子八幡神社に関する部分・資料は、当社 HP にリンクして本稿とあわせて検証・確認できるようにした(<http://www.yonago8man.com/>)。調査・研究に有用である。

□絵(*写真版) 絵 1~絵 31

絵 1~絵 19 米子八幡神社 P1~P4 (崇敬士注:八幡神社関係 4 頁中 2.5 頁分)

絵 20~絵 21 聖神社 絵 22~絵 31 長谷寺 (*絵 28、絵 29 は籠守神社)

目次/例言 P5~P6

第 1 章 研究の背景と目的(中島・浅川) P7~P9

第 2 章 聖神社と長谷寺本堂の建築年代(中島・浅川) P10~P15

第 3 章 米子八幡神社の棟札と本殿・拝殿の建築年代(原島・中島・浅川) P16~P37

第 4 章 酸素同位体比年輪年代測定について(中島・宮本) P38~P39

第 5 章 おわりに(浅川) P40~P44

【付録】

1. 放射性炭素年代測定の成果報告(パレオラボ) P45

No. 1 八幡神社拝殿・弊殿境臺股(D04) P46~P48

No. 2 八幡神社拝殿側柱筋臺股(A05) P49~P51

No. 3 八幡神社所蔵立膝女神像(A) P52~P53

No. 4 八幡神社所蔵立膝女神像(B) P54~P55

No. 5 八幡神社唐獅子 P56~P57

No. 6 八幡神社狛犬 P58~P59

No. 7 長谷寺所蔵巻斗

No. 8 本石橋家住宅土間境通柱

No. 9 本石橋家住宅土間境差物

No. 10 本石橋家住宅小屋東①

No. 11 本石橋家住宅小屋東②

No. 12 ブータン ダカルパ僧院群ゲムジャロ寺蹴放

2. 研究報告「近世における長谷寺本堂の修復について」(原島) P88

3. 翻刻『長谷寺要用書記』 P99

4. 翻刻『米子八幡神社棟札』(原島) P126

凡例 目次 写真解説 P127~P13

(完)